

# **第5次浜松市地域福祉計画**

## **(修正案)**

**令和6（2024）年3月**  
**浜松市**

## 地域福祉とは

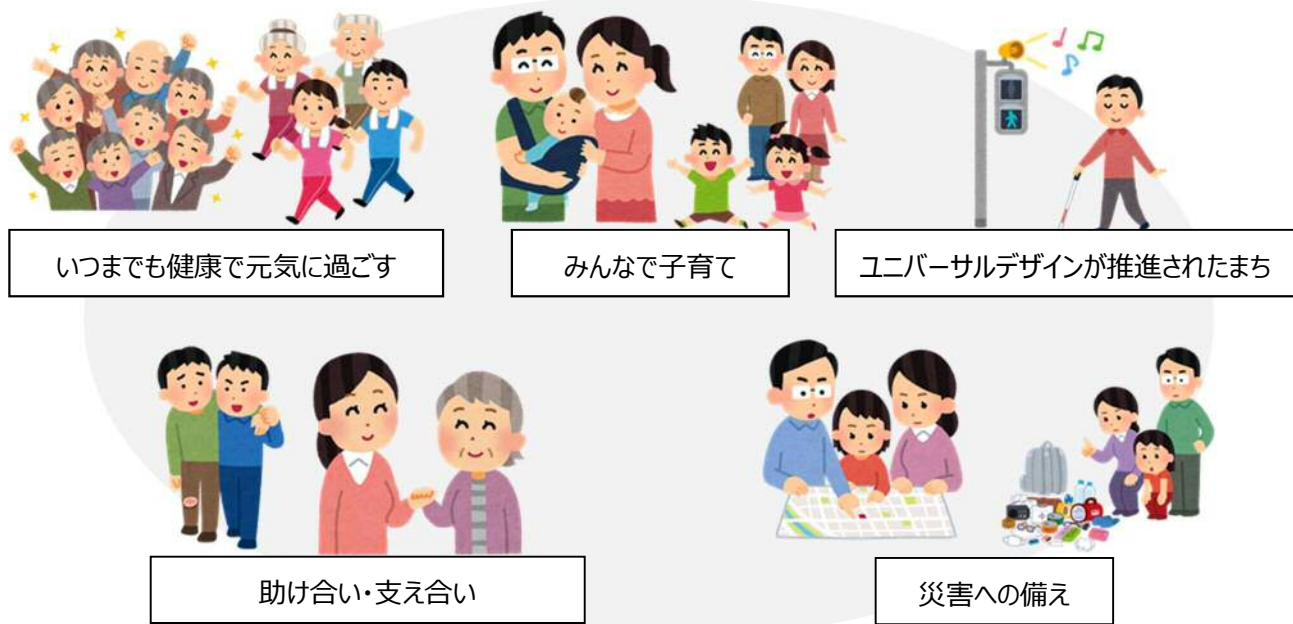
社会福祉とは、生活に困難を抱える個人への支援施策と、家庭や地域で、あらゆる人が尊厳を持って、その人らしい安心した生活が送れる環境をつくる目標を指すものです。

そして、地域福祉とは、子どもから高齢者まで、年齢や障がいなどの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人と人とのつながり、支え合い、地域課題（困りごと）の解決に向けて、ともに助け合う取り組みです。

### ～ 地域課題（困りごと）～



身近な暮らしの中で起こる困りごとを「自分ごと」として考え、家族、友人、隣近所、自治会など周囲の人々とのつながりを大切にし、誰もが孤立することなく、地域で役割を持ちながら支え合い、企業や福祉関係団体、行政など、みんなで協力して自分らしく心豊かに安心して生活できる地域を作っていくことを目指します。



## ◆目次◆

<b>地域福祉とは</b>	
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画の策定について	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 地域福祉の圏域の考え方	4
(5) (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり	5
2 地域福祉に関わる現状	6
(1) 国の動向	6
(2) 本市の現状	11
(3) 第4次計画の振り返りと次期計画に向けての課題	17
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	23
1 目標像	23
2 施策の柱	23
<b>第3章 施策の展開</b>	25
施策の柱1 支え合える人をつくる	26
(1) 福祉意識の醸成	26
(2) 人材育成への支援	27
施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる	28
(1) 住民主体の課題解決力の強化	28
(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	30
(3) 災害に強い地域づくり	31
施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる	32
(1) 包括的な相談支援体制の構築	32
(2) 福祉サービス提供者の育成・支援	33
(3) 福祉サービスの適切な利用の促進	34
成年後見制度の利用促進（第2期浜松市成年後見制度利用促進基本計画）	35
<b>第4章 リーディングプロジェクト（浜松市重層的支援体制整備事業実施計画）</b>	41
1 リーディングプロジェクトの選定	41
2 重層的支援体制整備事業の実施概要	43
3 重層的支援体制整備事業の取り組み	45

（1）属性を問わない相談支援体制の強化	45
（2）参加支援体制の強化	50
（3）地域づくりに向けた支援体制の強化	53
4 重層的支援体制整備事業の実施ポイント	56
<b>第5章 計画の推進と評価</b>	<b>57</b>
1 推進体制	57
2 計画の評価	57
（1）評価について	57
（2）評価指標	58
<b>事業一覧（主な取り組み）</b>	<b>59</b>
施策の柱1 支え合える人をつくる	59
（1）福祉意識の醸成	59
（2）人材育成への支援	61
施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる	62
（1）住民主体の課題解決力の強化	62
（2）地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	64
（3）災害に強い地域づくり	66
施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる	67
（1）包括的な相談支援体制の構築	67
（2）福祉サービス提供者の育成・支援	69
（3）福祉サービスの適切な利用の促進	70
<b>資料編</b>	<b>73</b>
1 計画策定経過	73
2 委員名簿	74
3 福祉関係団体・機関との意見交換	76
4 パブリック・コメントについて	76
5 用語解説	77

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の策定について

### (1) 計画の趣旨

浜松市では、昭和 61（1986）年に、子どもから高齢者、障がい者をはじめ、誰もが住み慣れたまちや家庭で自分らしく安心して暮らしていく支え合いのある地域づくりを目指して、市民運動の一つとして「地域福祉をはぐくむ運動」をスタートしました。

そして、さらなる地域福祉の推進を目指し、平成 16（2004）年に「第1次浜松市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成 19（2007）年4月の政令指定都市への移行や、地域福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、5年ごとに更新を行い、第4次計画に至るまで、地域福祉の担い手となる人材育成や地区社会福祉協議会の設立・活動支援等、地域福祉を推進するための基盤づくりに取り組んできました。

しかし、少子高齢化の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでいる状況が見られます。これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支えあう機能の低下が進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。

このような状況を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割をもって地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国では、平成 29（2017）年に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する事などが努力義務化されました。そして、令和 2（2020）年の社会福祉法改正では、重層的支援体制整備事業が創設されています。

本計画は、こうした近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、第4次計画での課題を検証するとともに取り組みの成果を活かしながら、今後 5 年間ににおける浜松市の地域福祉の方向性を定め、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的として第5次計画を策定しました。



## (2) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域づくりに向け、住民、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等様々な福祉活動の担い手、行政等が連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。

### ① 地域福祉を推進するうえでの基本的な方向性を示す計画

この計画は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、浜松市総合計画を上位計画とし、本市が推進する地域福祉の方向性等を示します。

### ② 福祉分野の個別計画との関係

この計画は、高齢、障がい、子ども、子育て等福祉の分野別計画と整合性を図り策定します。また、平成29（2017）年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定め、上位計画として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

そして、地域のあらゆる課題を解決するために、福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図っていきます。

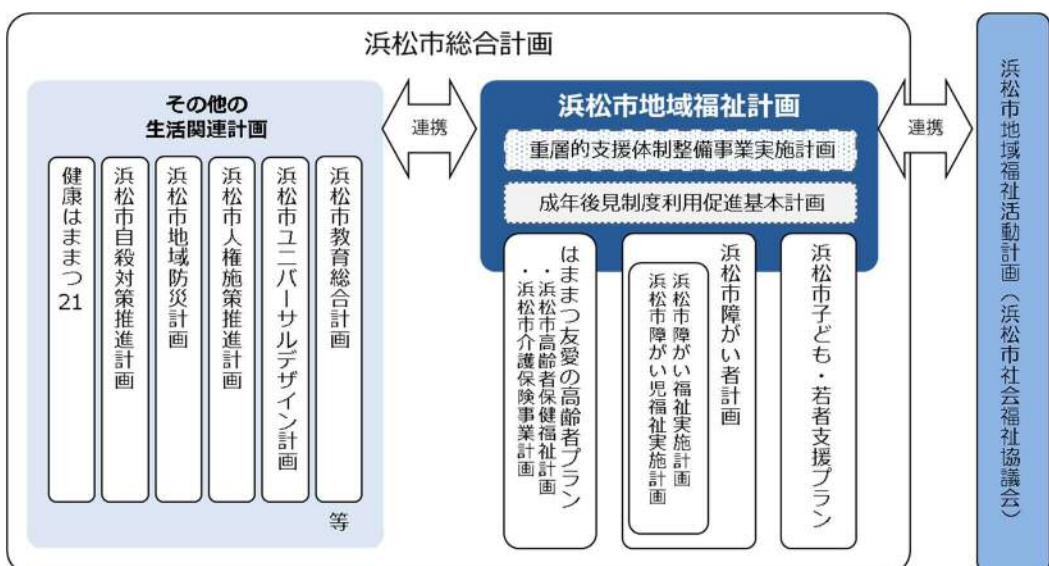
特に、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進については、地域福祉との関わりが深いため、本計画に内包する形で「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、一体的に取り組みます。

### ③ 地域福祉活動計画との関係

浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手であり、市民や民間団体の参画と協働を進める活動計画である「浜松市地域福祉活動計画」を策定しています。

このため、本計画は、浜松市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と車の両輪の関係にあるものであり、相互に連携しながら地域福祉を推進する役割を担っています。

#### ■計画の位置づけのイメージ図



#### ④ SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12(2030)年までの国際目標です。

このSDGsの理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画ではSDGsの理念や目標等を踏まえながら、施策の柱ごとに関連する主な目標を示しています。

#### ■SDGsの17のゴール



#### (3) 計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に的確に対応するため柔軟に見直しを行うものとします。

#### ■計画期間・・・令和6(2024)～10(2028)年度

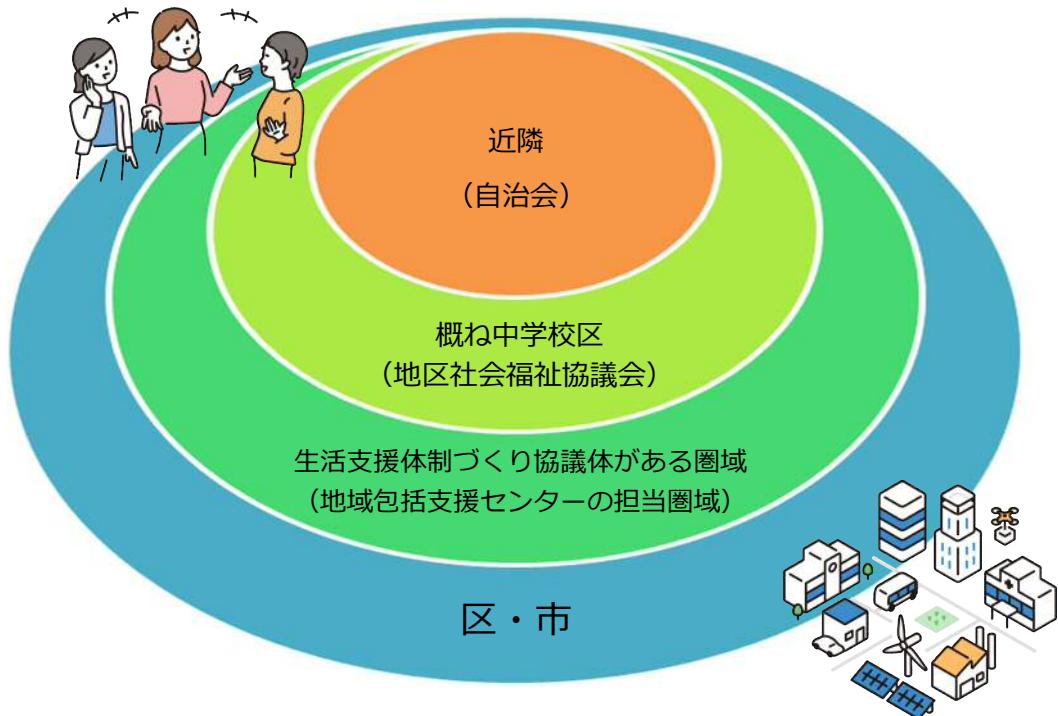


※地域福祉活動計画は、浜松市社会福祉協議会が策定する地域福祉のアクションプラン



#### (4) 地域福祉の圏域の考え方

この計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を推進します。



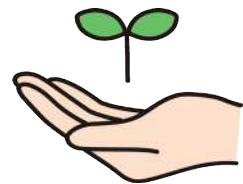
<地域福祉計画における4層の圏域>

圏域	圏域の役割
近隣 (自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日常的な地域活動の範囲<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけではなく、多くの個人・団体が主体的に参加（自治会、民生委員・児童委員、子ども会等）</li><li>・ 対象を限定しないサロン（居場所）や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援を実施 等</li></ul></li></ul>
概ね中学校区 (地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地区社会福祉協議会を中心とした住民主体の地域福祉活動の拠点となる範囲<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民（地区社会福祉協議会等）による相談窓口が設置され、そこへ持ち込まれた地域住民のちょっとした困りごとが、必要に応じて支援関係機関につながる体制が整う 等</li></ul></li></ul>
生活支援体制づくり協議体がある圏域 (地域包括支援センターの担当圏域)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 包括的な支援体制を整備する範囲<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉、介護、医療、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織、テーマに応じた活動団体（N P O等）等が、地域の生活・福祉課題を定期的に協議 等</li></ul></li></ul>
区・市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案を実施する範囲</li></ul>

## (5) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり

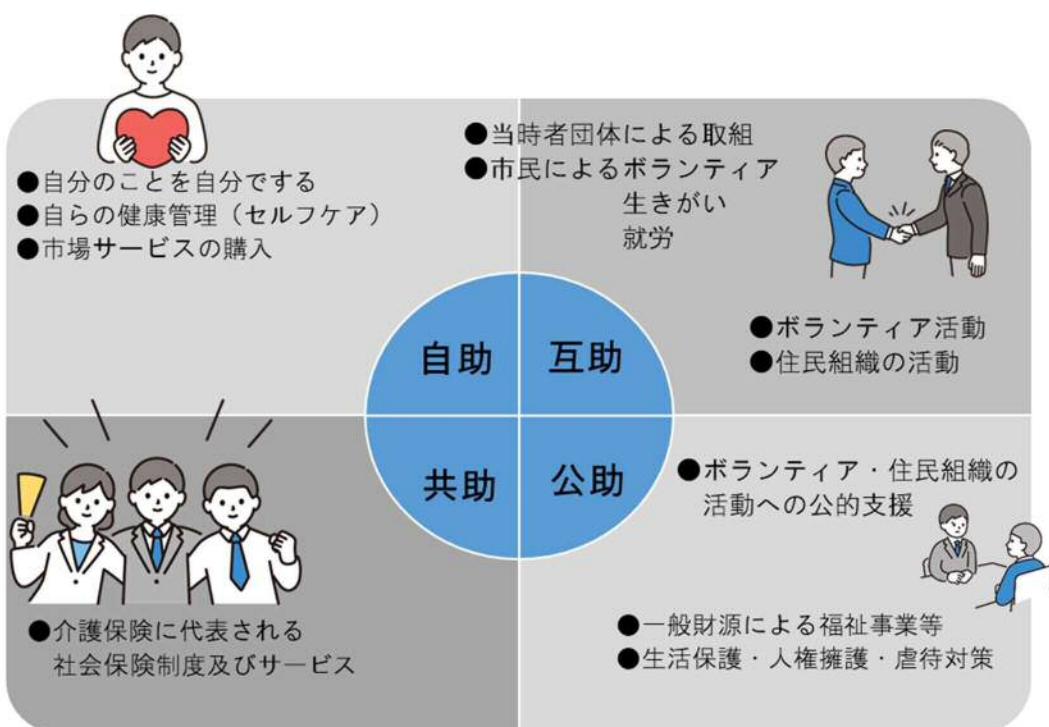
本市には、社会福祉法第109条に規定されているとおり、地域福祉推進のための中核的な役割として、浜松市社会福祉協議会が設置されています。浜松市社会福祉協議会は市民や民間団体の地域福祉活動への参画と協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るために、「地域福祉計画」のアクションプランとして、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組んでいます。

本市と浜松市社会福祉協議会は、強固な連携体制を構築する中で、浜松市社会福祉協議会に対して体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。



### ～助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」～

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動など自発的に相互的に支えあう「互助」、社会保険制度などの費用負担の制度的な裏付けをもとに支えあう「共助」、税による公のプランに基づく「公助」を組み合わせ、すべての人々を社会的孤立、排除等から援護し、地域生活を支えるという視点が重要です。



## 2 地域福祉に関する現状

### (1) 国の動向

#### ① 社会福祉法の改正～地域共生社会の実現に向けて～

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げ、取り組みを進めています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことをいいます。

この取り組みを実施していくうえで、平成 29（2017）年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成 29（2017）年法律第 52 号）」により、社会福祉法の一部改正を行いました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。また、令和 2（2020）年の社会福祉法改正に伴い、包括的な支援体制の整備するための方策として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

今後、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムにおいても、他分野の機関同士の連携がより重要となり、高齢者のみならず、「必要な支援を包括的に確保する」という理念の普遍化により、すべての人を対象とした新たな支え合いの体制整備を進める必要があります。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## ■ 地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」

令和2（2020）年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築、いわゆる「重層的支援体制の整備」とその事業の実施計画の策定の努力義務化などが新たに規定されました。

この事業の創設は、困難・生きづらさの多様性や複雑性は、住民同士の共同体（血縁、地縁、社縁）の機能が脆弱化してきたことにより、福祉制度・政策、支援と人々のニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

これまでの社会福祉支援事業では、高齢分野、障がい分野、子ども分野、生活困窮分野ごとの制度に分かれ、各相談支援などの関連事業での取り組みという体制でした。

地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を実施することが可能となりました。

浜松市では、令和6（2024）年度から「重層的支援体制整備事業」を実施する予定となっています。

### ② 孤独・孤立対策推進法の施行

近年の社会変化を踏まえ、日常生活や社会生活において孤独に不安を感じること、また、社会から孤立していることにより心身の有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び内閣府に孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める「孤独・孤立対策推進法」が令和6（2024）年4月1日に施行されます。

これにより、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指していきます。

地方公共団体においては、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くように努めるものとされます。

### ③ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）～令和3（2021）年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。

令和4（2022）年3月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第二期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取り組みも進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。



■ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について（厚生労働省作成資料）

## 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

### 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）  
（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
  - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
  - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

### 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。  
**I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援**  
(※) 一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

### 令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定

## 地域福祉の推進　社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第4条

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となつて、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、  
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、  
様々な活動に参加する機会を確保されるよう努めなければならない

### 【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起りうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方方に立った支援を行うための施策を指すとともに、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもつて、その人らしい安心のあれる生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年　社会福祉法令研究会編）

### （地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態若しくは要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 包括的な支援体制の整備

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める  
【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

### 地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

### 住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

### 支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

### 平成29年6月改正(新設)

#### (包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行ふ者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策  
三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

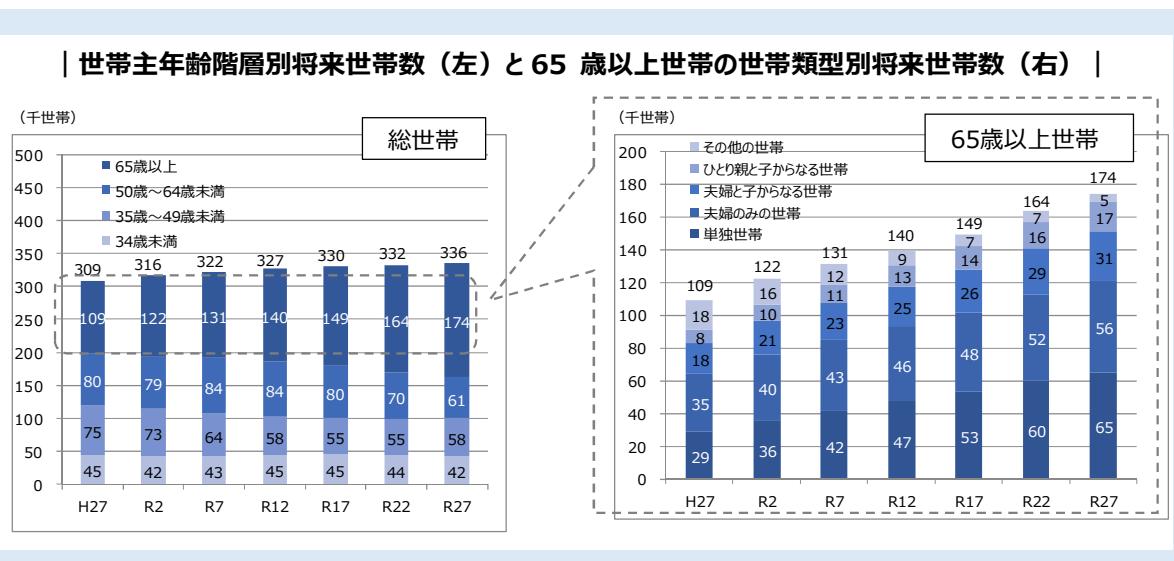
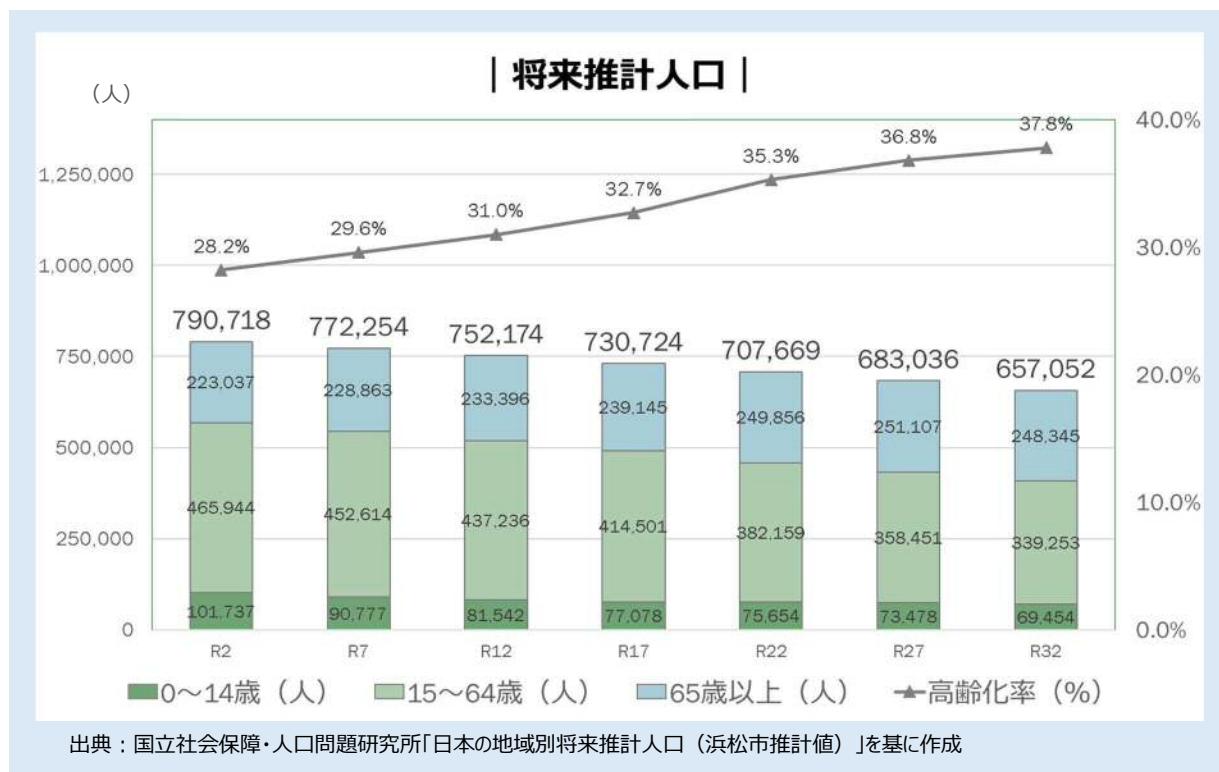
## (2) 本市の現状

### ①データからみる浜松市の現状

#### ■人口・世帯構成の推移

少子高齢・人口減少社会が進展し、家族構成や市民の生活形態等に大きな変化がもたらされました。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手として期待される若い世代が減少しています。

また、人口が減少していることに対し、世帯が増加していることから、1世帯当たりの人員は減少傾向にあると推測され、世帯の核家族化が進んでいるとみられます。



出典：浜松市“やらまいか”人口ビジョン（令和2（2020）年改訂版）

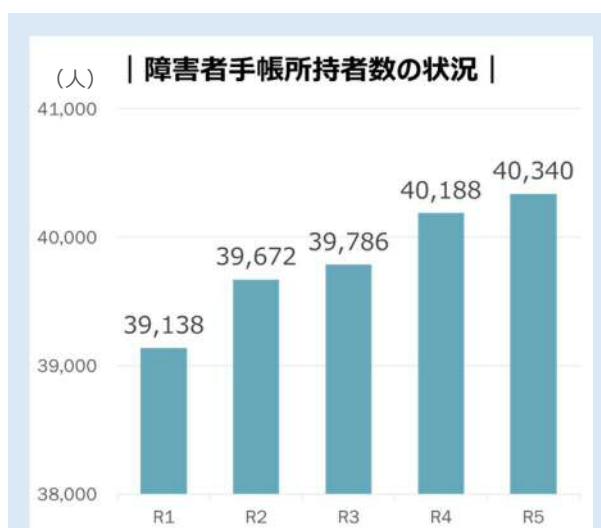
## ■各福祉分野の状況

要支援・要介護認定者数や障害者手帳所持者数、障害福祉サービス支給決定者数、生活保護受給世帯数については、年々、増加しています。

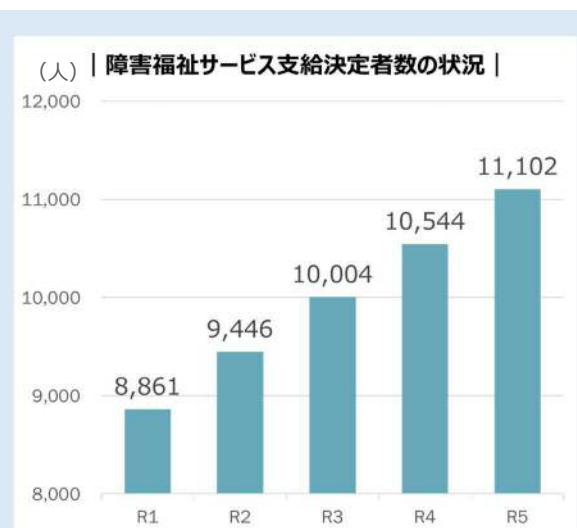
ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)の世帯数については、少子化を背景として、減少しています。

虐待対応について、障がい者虐待対応件数は、ほぼ横ばい傾向にある中、児童虐待対応件数や高齢者虐待対応件数は、増加しています。増加要因として、コロナ禍の影響が背景にある一方、支援者による発見機能の強化によるものと考えられます。

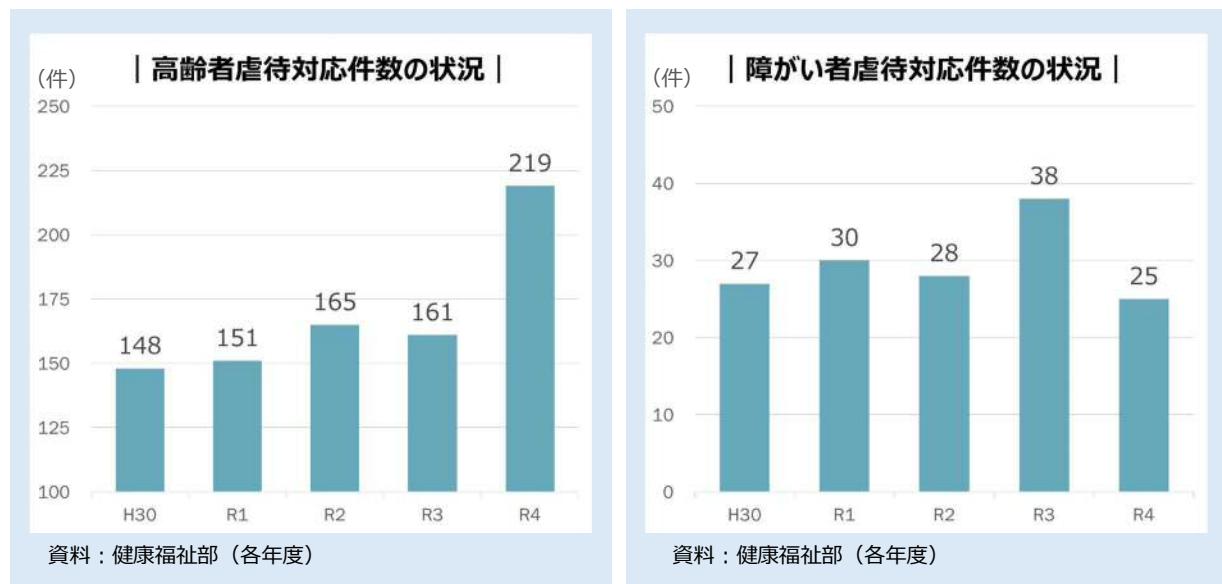
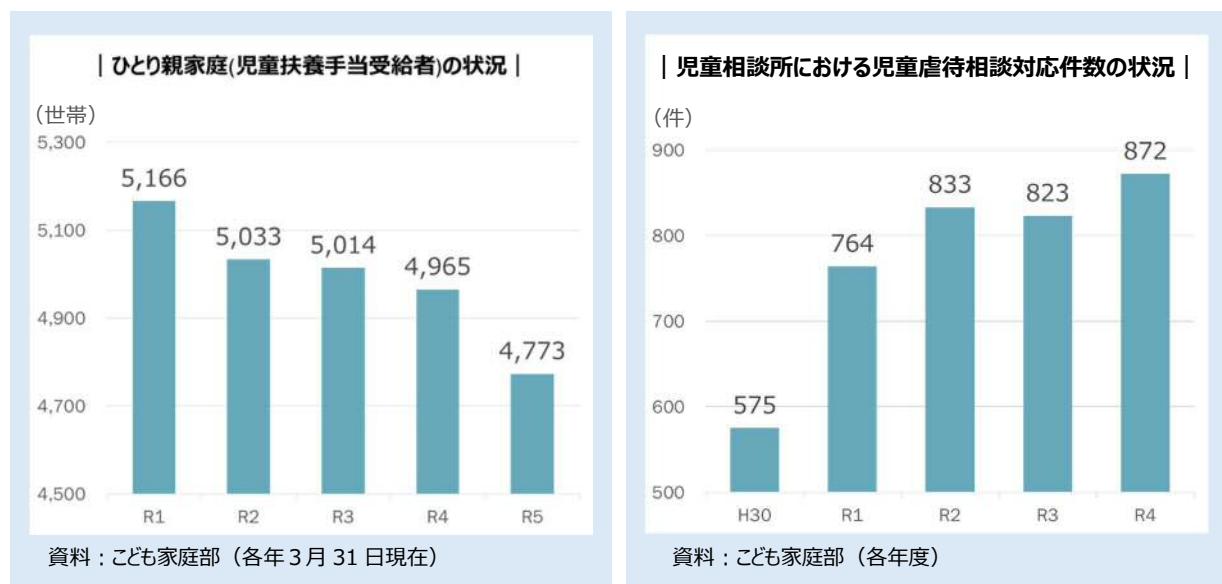
これらの各福祉分野の状況から、今後も地域において支援が必要な人の増加が見込まれるため、相談支援体制を強化することで、各世帯の困りごとの深刻化を防ぐほか、それぞれの虐待を未然に防止できる安全・安心な地域づくりが必要となります。



※障害者手帳所持者数とは、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数を合計したものです。



※障害福祉サービス支給決定者数とは、「障害福祉サービス支給決定者」、「障害者通所支援支給決定者」の数を合計したものです。



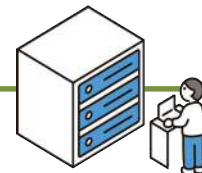
## ②市民アンケート調査の結果

浜松市の地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定する上での基礎資料とするため、地域福祉についての意見や実態を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

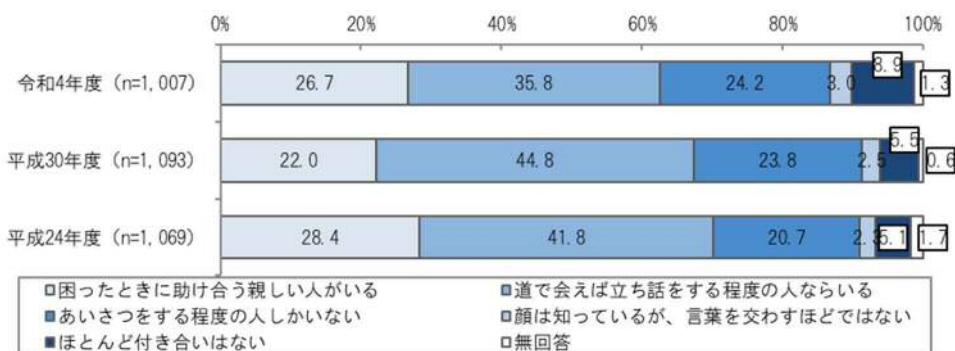
### 【回収結果】

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
本市在住の20歳以上の市民	2,400件	1,007件	42.0%

アンケート調査結果の主な内容は以下のとおりです。

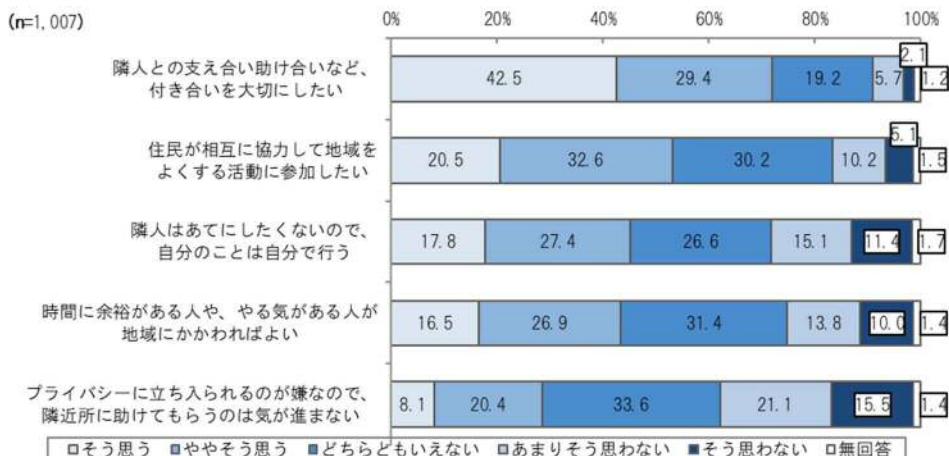


#### ▶ご近所の人たちとどの程度お付き合いをしていますか。



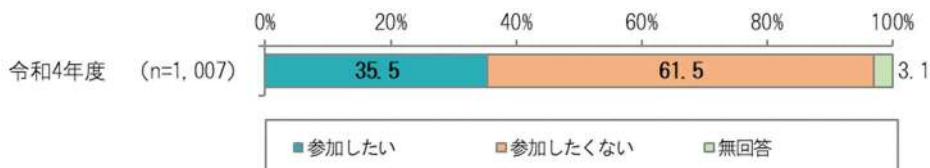
- 「道で会えば立ち話をする程度の人ならいる」(35.8%)が最も多く、以下「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」(26.7%)、「あいさつをする程度の人しかいない」(24.2%)の順となっています。
- 経年変化から住民同士の関わりの希薄化が進んでいるとみられます。

#### ▶地域社会におけるかかわりについて、あなたはどうお考えですか。



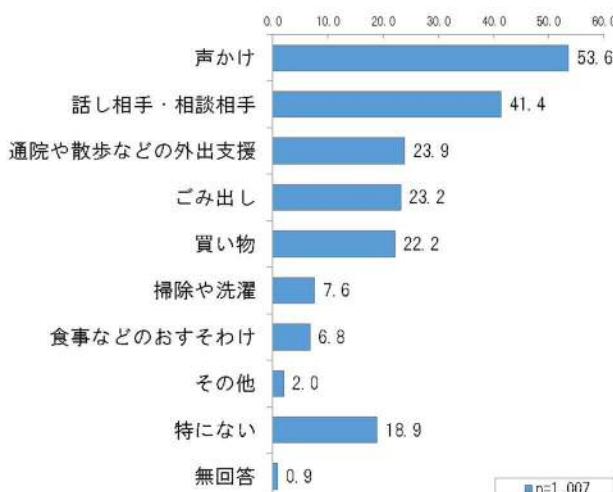
- 「隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい」のそう思う、ややそう思うを合わせると約7割を越えています。
- 引き続き、住民同士のつながりの強化を図る必要があります。

▶地域のボランティア活動に今後、参加したいと思いますか。



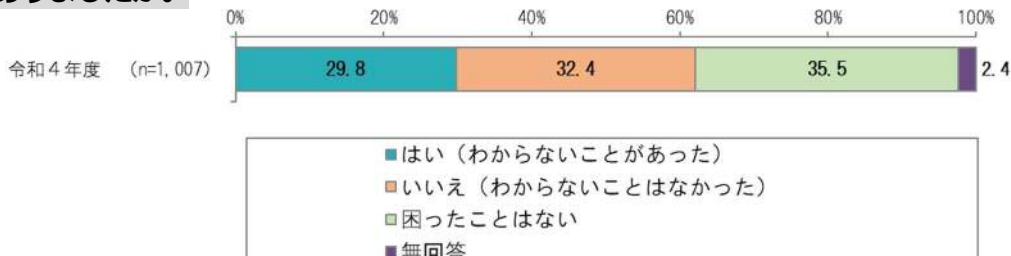
- 「ボランティアへの参加意向」としては、『参加したい』が約3割を超えています。しかしながら、地域の担い手不足は慢性化している現状があります。
- 参加したい気持ちを持っている人を、実際の地域福祉活動につなげるための工夫が必要です。

▶あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったりしたとき、地域で何をしてほしいですか。



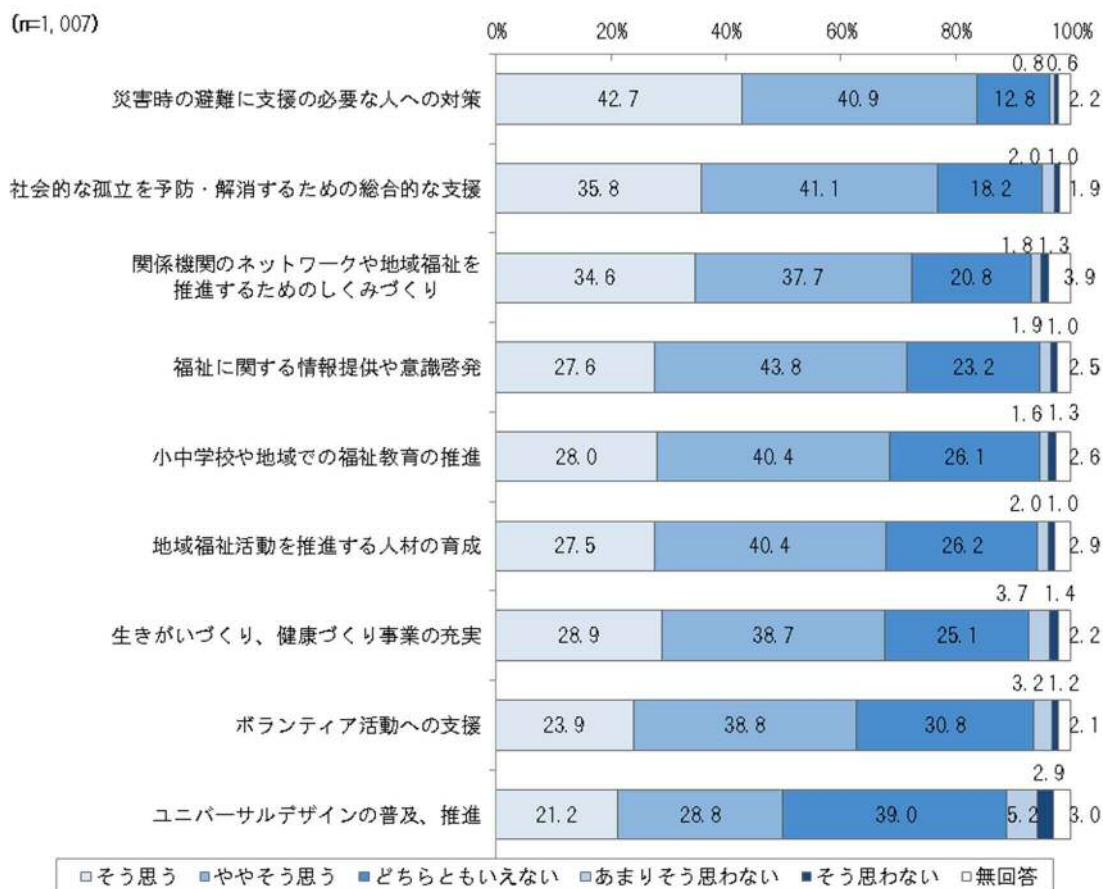
- 「声かけ」(53.6%)が最も多く、以下「話し相手・相談相手」(41.4%)、「通院や散歩などの外出支援」(23.9%)の順となっています。
- 地域の誰かしらとつながつてみたい住民の思いが見られます。

▶あなたが日々の生活で困った時に、どこに相談すればいいか分からぬことがありますか。



- どこに相談すればいいか分からぬことがあったかについて、3割程度が「はい」と回答していました。
- 不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届く新たな包括的な相談支援体制づくりが急務となっています。

▶誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の福祉を充実させていく上で、浜松市が力を入れるべき点についてお聞きます。以下の1～9の項目について、お答えください。



- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の福祉を充実させていく上で、浜松市が力を入れるべき点では、「そう思う」「ややそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は「災害時の避難に支援の必要な人への対策」83.6%が最も多く、以下「社会的な孤立を予防・解消するための総合的な支援」76.9%、「関係機関のネットワークや地域福祉を推進するためのしくみづくり」72.3%などとなっています。

### ③福祉関係機関・団体等との意見交換

市内の福祉関係機関・団体等に対し、地域福祉を取り巻く現状の理解促進は図るとともに、浜松市における地域福祉に関する活動の実態把握や市の施策の方針に対する意見を伺うことを目的に実施しました。

地域福祉に係る法律や制度の状況、第5次計画の骨子（案）に関する説明等を行い、ご意見ご要望を伺いました。

#### 【意見交換の概要】

実施期間	令和5（2023）年6月～10月
機関・団体数	42



### (3) 第4次計画の振り返りと次期計画に向けての課題

第4次計画では、多くの市民が地域づくりに積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げました。

そうした社会を実現するために、「みんなが生き生きと「関わり」を持ってつながり支え合う地域づくり」を目標像に掲げ、次の3つを施策の柱に定め、事業を展開しました。

#### «目標像»

## みんなが生き生きと「関わり」を持って つながり支え合う地域づくり

**1**

ともに生きる社会づくりに向けた  
市民意識の醸成と環境づくり



- (1) 福祉意識の啓発
- (2) 人材育成への支援
- (3) ユニバーサルデザインの推進

**2**

幅広い市民参加と  
ネットワークによる支え合い  
のある地域づくり



- (1) 住民主体の課題解決力の強化
- (2) 地域福祉活動への多様な主体の  
参画と協働の推進
- (3) 災害に強い地域づくり

**3**

さまざまな  
保健福祉分野が包括的に  
地域を支援する仕組みづくり



- (1) 新たな包括的な相談支援体制の構築
- (2) 福祉サービス提供者の育成・支援
- (3) 福祉サービスの適切な利用の促進

#### リーディングプロジェクト

- | 取り組み1 | 地区社会福祉協議会への活動支援
- | 取り組み2 | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援
- | 取り組み3 | 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

## ① 施策の柱1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

### 主な取り組み

- ◇各種講座や講演会の開催、認知症や障がい、人権問題等に関する理解促進、多文化共生等の意識づくりを積極的に展開し、市民の福祉意識の啓発・向上が図られました。
- ◇小中学校の社会科の授業や総合学習の時間等を利用した福祉教育・福祉体験学習を通じ、小さな頃から福祉への関心・理解を深めることができました。
- ◇ボランティア養成講座の開催により地域福祉を担う人材の育成を行いました。また、地域ボランティアコーナーの設置を行い、情報マッチング・コーディネーター機能を強化し、ボランティア活動しやすい環境整備を進めました。
- ◇心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）を推進するため、ユニバーサルデザイン市民リーダー養成講座を開催し、ユニバーサルデザイン啓発活動に取り組む人材の育成を図り、地域での主体的な活動を促進しました。



### 課題

- 地域福祉の担い手となる人材育成を推進してきましたが、市民アンケート調査では、市民のボランティア活動への参加意識は、全体の6割を超える人が「参加したくない」と回答し、これまでの調査結果と比べ増加が見られました。参加したくない理由として、「仕事や家事が忙しく時間が取れないから」が最も多く、以下「健康に自信がないから」、「どのような活動があるか知らないから」という回答があり、今後、活動を活性化するための支援が必要となっています。  
一方、「参加したい」人が、約3割を超えており、参加したい気持ちを持つて人を、実際の地域福祉活動につなげるための工夫が必要です。
- また、関係団体との意見交換会では、
  - ・ 福祉について、地域住民全体の一層の意識向上が必要である。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症をきっかけにボランティア活動の休止する人が増えている。行政システムを活用して支援ができるか検討する必要がある。
  - ・ 地域活動への参加者が高齢化・固定化していて、次世代になり手がない。
  - ・ 小学生の頃からの福祉教育を充実させ、次世代の担い手を育ててほしい。といった意見が出されており、今後もさらなる取り組みが必要です。

## ② 施策の柱2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある 地域づくり

### 主な取り組み ◇

- ◇ 地域福祉活動の推進母体である地区社会福祉協議会の活動を支援するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置による地域の実情に合わせた支援や財政面の強化、今後の地区社会福祉協議会のあり方検討会の実施等、積極的に展開しました。
- ◇ 元気な高齢者の社会参加の仕組みづくりとして、「ささえあいポイント事業」を実施し、地域でのボランティア活動の活性化を図りました。
- ◇ 自治会、民生委員・児童委員へ災害時避難行動要支援者名簿を配付することにより、日頃から地域における見守り体制の強化を図ったほか、社会福祉施設等と福祉避難所の協定締結、在宅要介護者安否確認事業者の指定を行う等、災害に備えた対策に取り組みました。
- ◇ 子育て支援ひろば等の地域子育て推進事業により、子育て中の保護者を地域で支えていくための事業を推進しました。また、子育て情報センター管理運営事業により、子育て関係ボランティア等の支援者と連携を図り、様々な子育て支援に関する事業の展開と子育て情報の収集や発信を行いました。



### 課題 ◇

- 市民アンケート調査では、「近所付き合いの程度」は、希薄化が進んでいる中、隣人との付き合いを大切にしたいと考えている人、「災害時の備え」において、日頃からの付き合いが必要と感じている人が約7割と多いため、引き続き住民同士のつながりの強化を図る必要があります。
- 地域住民の孤立化を防ぎ、各世帯の問題が深刻化する前に、住民に身近な地域において、早期発見し、必要な支援につなぐことができる体制づくりの構築が必要です。
- 関係団体との意見交換会では、
  - ・個人情報保護の弊害で、各地域において、つながりが薄くなっている現状に合わせて工夫した対策が求められている。
  - ・地区社会福祉協議会等の住民主体の活動へ関わる人を増やすため、地域の状況に合わせた支援や地区内の団体との連携に向けたコーディネート機能を充実してほしい。
  - ・福祉サービスは充実してきている一方、地域では、制度の狭間で問題を抱える人が潜在している。今後、地域住民による支え合いがより必要である。
  - ・災害に備えた日頃からのつながりづくりがとても重要である。
- といった意見が出されており、地域の福祉力を最大限に發揮させるためのネットワークづくりを積極的に推進していくことが必要です。

### ③ 施策の柱3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

#### 主な取り組み ◇

- ◇ 民生委員・児童委員に対する研修の実施や、活動を周知することで活動環境の整備を行いました。
- ◇ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の増員や、生活困窮者自立相談支援機関として生活自立相談支援センター「つながり」の体制強化により、相談支援体制を強化しました。
- ◇ 22箇所に設置された地域包括支援センターが、高齢者やその家族の相談窓口として様々な相談に対応しました。
- ◇ 障がい者相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターの設置により、障がい者相談支援センターへの専門的な助言や相談員の人材育成を図り、より効果的、積極的な相談支援体制を構築しました。
- ◇ 介護保険施設等に従事する人を対象にした認知症介護実践者等養成支援、介護保険事業者への制度改正等の情報提供、介護サービス事業者連絡協議会・介護支援専門員連絡協議会の開催等により、介護保険サービスの質の向上を図ることができました。
- ◇ 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みにより、利用者主体の福祉サービスを進めることができました。



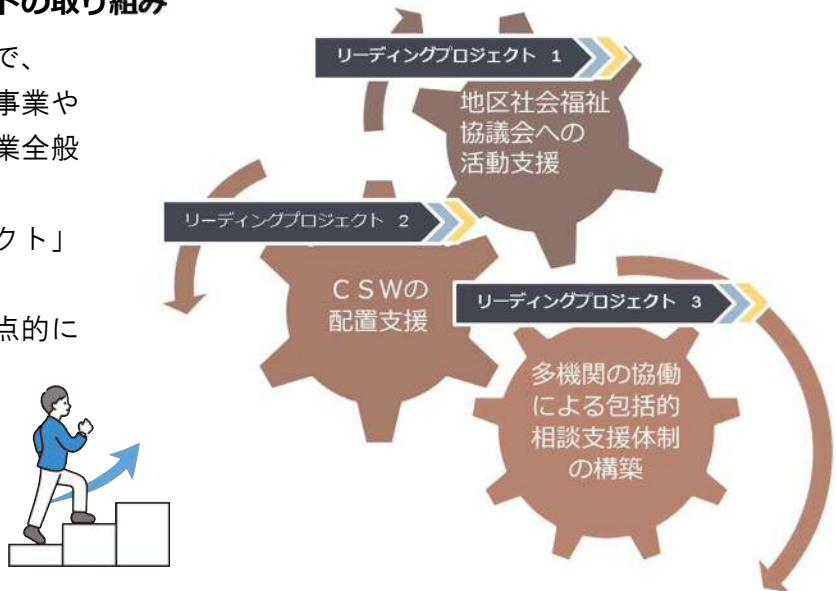
#### 課題 ◇

- 各制度に基づいた福祉サービスの質の向上に努め、提供することができたものの、複合化・複雑化した問題を抱える世帯が増加する中、各支援関係機関のさらなる連携体制の構築が必要です。
- 市民アンケート調査では、「困った時の相談先」が分からぬ人が約3割いたため、困り事を抱える人が相談先につながる体制（寄り添い支援、関係機関の支援ネットワーク等）を強化する必要があります。
- 関係団体との意見交換会では、
  - ・ 他分野の相談支援機関と連携する際に、支援に対する考え方、方向性が異なる等、双方が相手方の役割の理解が進んでいないと感じる。
  - ・ 各分野によって圏域が異なるので、連携しづらいことがある。
  - ・ 複数の生活課題を抱える人に対して、問題が深刻化しやすく、早期発見が求められるため、関係機関の連携体制を強化する必要がある。
  - ・ 困った際にどこへ相談に行けばいいのかわからない市民が多くいる現状である。
- といった意見が出されており、これまで取り組んできた福祉サービスをより使いやすいシステムにしていくことが必要です。

## ④ リーディングプロジェクトについて

### ■リーディングプロジェクトの取り組み

計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、3つの事業をについて重点的に取り組みを行いました。



### ■リーディングプロジェクトの取り組み状況

取り組み	目的	内容
1 地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織である。</li> <li>地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行う。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>活動内容の充実に向けた基盤づくり</li> <li>住民に身近な場所で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進</li> <li>住民に身近な相談窓口設置の推進</li> <li>多様な主体（社会福祉法人、企業、NPO法人等）の活動とのマッチング機能の充実</li> </ol>

### これまでの取り組み

取り組み内容	H29 ※計画 策定期	目標（上段）				
		実績（下段）				
		R1	R2	R3	R4	R5
<b>リーディングプロジェクト1 地区社協への活動支援</b>						
家事支援サービス事業を実施している地区社協数（団体）	28	31	32	33	34	35
		30	31	32	34	
サロンや居場所の実施箇所数（箇所）	465	490	500	510	520	530
		456	505	516	502	
地域ボランティアコーナー配置箇所数（箇所）	44	48	50	52	55	58
		47	48	49	49	

#### 《(左表)評価指標に関する実績について》

- 全ての項目に共通して、コロナ禍により活動を自粛している地区社協もあるため、目標より若干遅れている状況である。

#### 《主な成果について》

- 地区社協への活動費助成により、安定的な活動となるよう支援した。
- 地域への働きかけにより、新たに2地区社協の設立につながった。
- 地域のボランティアの拠点の充実を図った。（地域ボランティアコーナーを3箇所増設）

- ≈ ● 地域の状況に応じた地区社協支援の強化  
 課題 ● 地域福祉人材不足への対策として、地域住民への地区社協活動の理解促進と参加の促進  
 題 ≈ ● 地域ボランティアコーナーについて、課題を把握したうえでの機能強化の検討

取り組み	目的	内容
2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化や、制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題解決に向けた活動を促進する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>コミュニティソーシャルワーカーの資質確保、活動環境の整備</li> <li>制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実</li> <li>各相談支援機関とのネットワークづくりの強化</li> <li>地区社会福祉協議会への活動支援</li> </ol>

### これまでの取り組み

取り組み内容	H29 ※計画 策定時	目標（上段）				
		実績（下段）				
		R1	R2	R3	R4	R5
<b>リーディングプロジェクト2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援</b>						
C SWによる新規個別相談平均件数（一人当たりの年間件数）（件）	62	65	70	70	70	70
		68	291	153	106	
C SWによる地域支援の取り組み件数（年間件数）（件）	273	800	850	875	900	900
		788	1,942	2,881	2,482	
C SWによる仕組みづくり件数（累計）（件）	3	7	9	11	13	15
		6	10	27	54	

#### 《(左表)評価指標に関する実績について》

- コロナ禍に起因する電話対応による支援件数が一時的に急増する等の理由により目標値を大きく超えたが、適切に対応することができた。

#### 《主な成果について》

- 配置数の増（R1：14人→R5：17人）
- 狭間の課題を抱えた世帯への個別支援を通じ、支援ネットワークの構築を図った。
- 地域等の活動の把握、仕組みづくり、好事例の横展開の実施した。（活動事例集の作成等）



- 狭間の問題を抱える世帯に対する支援体制の強化
- 地域アセスメントを実施したうえでの各地域に応じた支援の実施

取り組み	目的	内容
3 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、<b>包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築する。</b></li> </ul>	<p>✓ 「相談支援包括化推進員」を配置し、事業実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>解決困難な個別相談への対応</li> <li>相談支援包括化ネットワークの構築</li> <li>相談支援包括化推進会議の開催</li> <li>自主財源の確保のための取り組み</li> <li>新たな社会資源の創出</li> </ol>

### これまでの取り組み

取り組み内容	H29 ※計画 策定時	目標（上段）				
		実績（下段）				
		R1	R2	R3	R4	R5
<b>リーディングプロジェクト3 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築</b>						
多機関が連携して対応した事例等の件数（累計）（件）	-	5	10	15	20	25
		3	7	16	21	

#### 《(左表)評価指標に関する実績について》

- 「ごみ屋敷」、「多頭飼育」の事例について、府内連携を行い、予定どおり、実施した。

#### 《主な成果について》

- 個別支援の実施により、主に府内外の連携の円滑化を図った。
- 府内会議（所属長級会議）にて、包括的な支援体制に関する方向性を協議した。
- 相談支援に係る研修会（年2回程度）を実施し、市職員+支援関係機関職員のスキルアップを図った。



- 本市の包括的な支援体制の整備に向け、各種会議における協議や困難事例への対応、事例検討を含めた研修を実施することによる多機関連携の強化

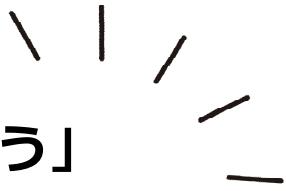
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 目標像

みんなが

「出会い、つながり、支え合う」

地域づくり



第4次計画で取り組んできた成果を活かすとともに、地域福祉の充実に関して、今後、必要となる方向を踏まえ、第5次計画では、「地域共生社会の実現」を目指し、制度・分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「出会い」、そして、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「つながり」、相互に「支え合う」ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目標に掲げるものとします。

### 2 施策の柱

第5次計画の目標像を実現するため、次の3つの項目を施策の柱として推進していきます。

#### 施策の柱1 支え合える人をつくる

地域福祉の中心は「人」です。地域福祉活動を安定的に、そして、継続的に実施していくためには、活動の担い手となる人材が不可欠です。しかし、地域においては、担い手が高齢となり、人材確保は大きな課題となっています。

このため、これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人たちに加え、これまで地域との関わりが低かった様々な世代に対する地域全体の意識の底上げが必要となっています。また、企業も地域社会の一員としての役割と責任を果たすという視点から、福祉活動への参画も促進していく必要があります。

さらに、団塊の世代に対しては、地域社会の一員として改めて地域活動へ参画するための支援や、これまで培ってきた知識や経験等を地域課題解決のために活かすシステムづくりも重要な要素となっています。

また、小中学生に対しても、学校や家庭での教育や、地域の多様な人々との交流を通じて、「つながり」や「支え合い」の重要性を理解し、福祉の心を醸成する取り組みが必要です。

## 施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる

地域福祉は、支援を必要とする人も含めたすべての住民が相互に協力して、それぞれの役割を果たすことによって、ともに生き、ともに支え合い、関わりを持つ等住民自らが主体的に動くことが重要です。

しかし、近年、都市化の進展に伴い、マンションやアパート等の集合住宅で見られるような近隣住民とのつながりの希薄化により、自治会や隣保による地縁に基づく近隣関係は弱体化傾向にあります。

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域における「つながり」や「支え合い」が不可欠です。住民の困り事を早期に発見できるのはその地域の住民であり、その発見がその住民の問題の悪化を防ぐことにもつながります。

住民一人ひとりが抱える課題を地域全体の問題として捉え、行政、地域住民、福祉関係団体、福祉施設等の関係機関が連携し地域全体で課題解決に取り組むとともに、それぞれの力を結集して協力し合う地域の環境や仕組みづくりが必要です。

## 施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる

地域には、閉じこもりがちな高齢者やひきこもりの若者、地域でのつながりが薄く、介護や育児をひとりで抱え込んでいる介護者や保護者、リストラによって経済的自立ができない生活困窮者等、支援を必要とするにもかかわらず、社会的に孤立し、適切な支援が行き届いていない人が存在します。

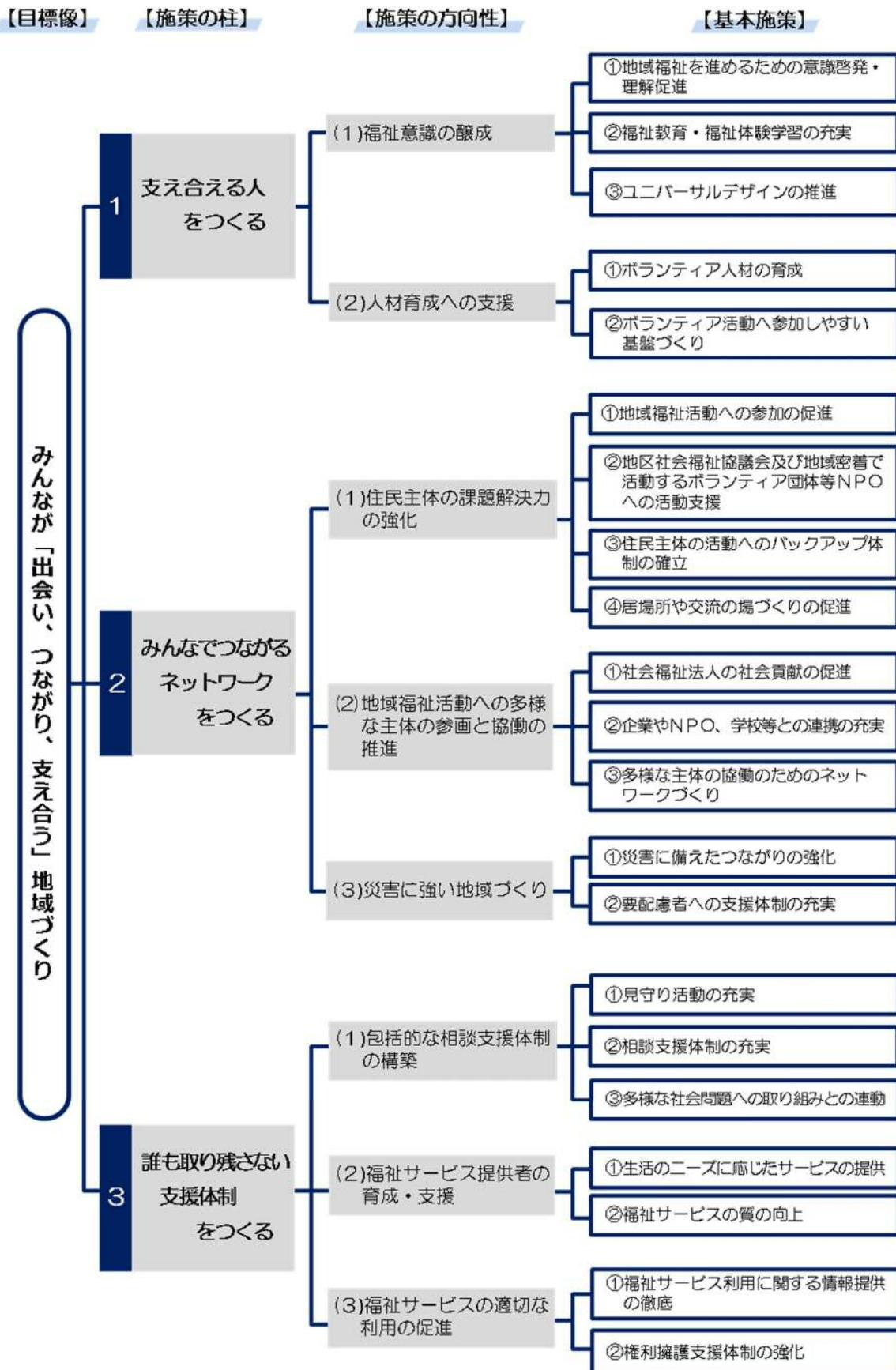
また、地域住民の課題に気付けたとしても、それをつなげる先がなければ、問題の解決は一向にかなわず、問題をより複雑化・深刻化させ、場合によっては「孤立死」や「虐待」にもつながることがあります。

こうした問題を発見、解決するためには、支援を必要とする人へ直接出向き、課題を把握し、必要な支援につなぐアウトリーチの考え方が必要となってきます。

そのために、これまで取り組んできたネットワークを活かし、それらのネットワークの網の目をさらに細かくするための仕組みづくりを進め、再び孤立状態に陥らせないための取り組みが必要です。



## 第3章 施策の展開



第1章  
計画の策定にあたって

第2章  
計画の基本的な考え方

第3章  
施策の展開

第4章  
リーディングエクソング

第5章  
計画の推進と評価

事業一覧

資料編

## 施策の柱1 支え合える人をつくる



地域福祉の推進のためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉について関心を持つとともに、あらゆる分野の活動に参加することが重要となります。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを踏まえ、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方は、「ともに生きる社会づくり」の土台とも言えます。

よって、第5次計画では、次の2項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

### (1) 福祉意識の醸成【柱1－方向性1】

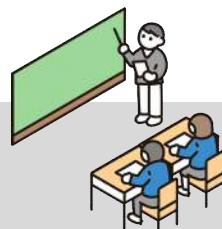


#### 現状と課題

- 市民アンケート調査より、「近所付き合いの程度」は希薄化が進んでいる中、隣人との付き合いを大切にしたいと考えている人、「災害時の備え」において、日頃からの付き合いが必要と感じている人が約7割となっています。
- 誰もが暮らしやすい地域づくりのため、さまざまな分野の相互理解が必要です。
- 障がいや認知症等が誰でも起こりうることと知る機会が必要です。
- 子どもの頃からの福祉に触れ、正しい理解を進めることが大切です。
- 人間は生まれながらに違いがあり、誰もがそうした違いがあるものとして受け入れ、支え合い助け合う社会となるように思いやりの心を育てることが必要です。

#### 基本施策

##### ① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進



- お互いを思いやり、理解することが誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。
- 障がい者や外国にルーツを持つ人、性的マイノリティの人等への理解を深め、また、人権についての意識を高める等、福祉に関する啓発活動を行います。
- 講座や講演会、研修等を通し、各種制度の理解促進や自ら活動へ参加する意識向上を図ります。

## ② 福祉教育・福祉体験学習の充実

- 各地域における地域福祉活動において、子どもたちの参加機会をつくることで、福祉についての意識が自然と身につく環境を整備していきます。
- 学校と連携し、子どもの頃からの福祉教育等を推進します。

## ③ ユニバーサルデザインの推進

- 年齢や性別、障がいの有無、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方を浸透させることで、誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。

## (2) 人材育成への支援【柱1－方向性2】



### 現状と課題



- 地域福祉の担い手不足が慢性化し、今までのボランティア養成に加え、様々な分野の担い手（NPO、民間企業等）との協働の強化が必要となるほか、ICT等を活用した活動の負担軽減策の検討が必要となっています。
- 市民アンケート調査により、「ボランティアへの参加意向」としては、『参加したい』が約3割を超えている。参加したい気持ちを持っている人を、実際の地域福祉活動につなげるための工夫が必要です。
- 育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進が必要です。



### 基本施策



#### ① ボランティア人材の育成

- ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へつなげられるよう講座終了後のフォローアップを行います。
- ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供します。

## ② ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

- ボランティアに興味ある人に対し、活動の情報が届くよう、ＩＣＴを活用し、情報提供体制を強化するほか、ボランティアに参加した人へのポイントの付与等の仕組みを活かし、活動しやすい環境を整えます。
- ボランティアセンターや、中間支援活動を行うNPOがプラットフォーム機能を果たし、情報のマッチングやコーディネート、ボランティア団体等NPOへの活動支援を行います。



## 施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる



目標像を実現するためには、福祉について関心を持つてもらうことからさらに一步進めて、地域福祉活動に実際に参加する人を増やすことで、地域福祉に関わる人の裾野を広げ、地域の「福祉力」を高めていくことが重要です。そのためには、住民相互の顔が見える関係づくりが求められるとともに、ネットワークや組織による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

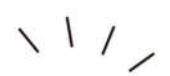
また、その際には、支援を必要とする人も、支援を受けるだけでなく、時には支援する立場に立つという双方向の関係を大切にすることで、支え合いのある地域づくりを目指します。

よって、第5次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。



### (1) 住民主体の課題解決力の強化【柱2－方向性1】

#### 現状と課題



- 住民が抱える問題が複合化、複雑化してしまうケースが増加しています。
- 住民が抱える問題が深刻な状況に陥る前に発見するため、住民に身近な圏域で、ちょっとした困りごとを抱える人を発見し、相談を受け止める機能（居場所等）が必要になってきています。
- 市民アンケート調査より、「地域にしてほしいこと」は、『声掛け』や『話し相手・相談相手』が多く、地区社会福祉協議会の活動等の地域における助け合いの活動を支援し、充実する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の5種感染症への移行により、活動しやすい環境となる中、中断されていた地域福祉活動の立て直しを図るため、これまで以上に活動支援が必要となっています。

- C SWの配置により、地域福祉活動のバックアップ体制の構築が進む一方、活動の地域差が生まれている中、各地域における課題を明確にするためにアセスメントし、必要な課題を的確に把握するとともに、好事例の横展開を図り、活動支援を行う必要があります。



## 基本施策 ◆

### ① 地域福祉活動への参加の促進

- 地域で活動するボランティア団体等N P O情報を収集し、地域の住民にわかりやすく提供することで、地域福祉活動に対する市民関心を高め、地域の人材の活用につなげていきます。
- 協働センター等に設置している地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーを活用し、情報発信を行います。

### ② 地区社会福祉協議会や地域密着で活動するボランティア団体等N P Oへの活動支援

- 地域福祉の推進と要となる組織となる地区社会福祉協議会に対し、地域の実情に合わせた活動を支援し、活動内容の充実に向け取り組みます。
- テーマを掲げ活動するボランティア団体等N P Oへの活動を支援します。
- 地区社会福祉協議会やボランティア団体等N P Oが必要に応じて連携し合える体制を構築していきます。

### ③ 住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

- 地区社会福祉協議会をはじめとする住民主体による活動に対し、情報提供や福祉関係団体との連携が的確に実施できるバックアップ体制を整えることで、地域の実情に合わせ、活動の活発化や活動者の負担軽減を図ります。

### ④ 居場所や交流の場づくりの促進

- 本人や世帯の状態やニーズに応じた、多様な形の居場所づくりを推進します。
- 各地域において、誰もが気軽に参加でき、ちょっとした困りごとを受け止める場づくりを進めます。



## (2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進【柱2－方向性2】

### 現状と課題

- 地域福祉を活性化させるためには、NPO、社会福祉法人、企業等が地域福祉の担い手として、活動しやすい環境をつくる必要があります。
- NPO、社会福祉法人、企業等の地域福祉に係る活動を把握するとともに、各地域における活動の情報提供を行い、必要に応じ、活動のマッチングを行う必要があります。
- 各地域において、多様な主体相互に連携し合えるネットワークづくりが必要です。



### 基本施策

#### ① 社会福祉法人の社会貢献の促進

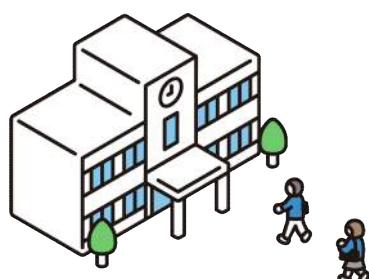
- 社会福祉法人が、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、地域における公益的な取り組みが実施できるように支援します。

#### ② 企業やNPO、学校等との連携の充実

- 地域の様々な課題に対応するため、企業やNPO、学校等の多様な主体が、住民主体の活動と連携することで、取り組みが円滑に進むよう支援します。

#### ③ 多様な主体の協働のためのネットワークづくり

- 多様な主体が協働し、地域福祉活動に取り組めるよう、必要な情報発信や課題を協議する場を開催し、ネットワークづくりを推進します。



### (3) 災害に強い地域づくり【柱2－方向性3】



#### 現状と課題

- 近年、風水害による被害が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の蔓延が原因で、地域活動が制限されてしまった地域もあります。
- 地域において、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人住民等、誰もが災害時に適切な支援を受けることができるよう、市と自治会等が連携し、日頃からの見守り体制づくりが必要です。
- 市民アンケート調査より、「地域住民や浜松市が力を入れるべき取り組み」としては、『災害への対応』が一番多く、関心が高いテーマです。市全体の防災に関わる取り組みの強化が求められています。



#### 基本施策

##### ① 災害に備えたつながりの強化

- 地域の防災力を高めるため、防災の啓発や、災害時に支援が必要な人等も参加した防災訓練等を実施し、減災の対策を進めます。
- 災害発生時に備え、市内外からのボランティアの受け入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、有事の際の災害ボランティアセンターにおける円滑な設置・運営方法を検討します。
- 感染症等による緊急事態発生時等の活動制限下における地域福祉活動について、一定の水準を維持・継続できるよう事前に計画し、準備するための環境整備に努めます。

##### ② 要配慮者への支援体制の充実

- 災害に備え、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人住民等の災害時に特別な配慮が必要となる要配慮者の支援体制を整えます。
- 災害対策基本法に規定される「避難行動要支援者名簿」の作成・配付等により、地域における平時からの見守り体制を強化します。



### 施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる



障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう社会基盤を整備することが、近年の福祉施策の基本的な方向となっています。必要な人に必要なサービスを提供するためには、相談体制の充実を図り、情報不足や社会的孤立等様々な事情で必要な支援に結びついていない人を適切な福祉サービスへつなげていく仕組みづくりも重要です。

また、専門分野ごとに分かれた福祉サービスでは対応に限界があることから、様々な保健福祉分野によって包括的な課題解決の体制を構築し、制度の狭間に置かれ支援の届かない人への対応に関係機関が連携して取り組む必要があります。

よって、第5次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 包括的な相談支援体制の構築【柱3－方向性1】



##### 現状と課題

- 個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、地域における見守り活動等により早期に課題を把握することが必要です。そして、把握できたケースについて、しっかりと受け止め、円滑に支援につながる仕組みが必要です。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するケースの増加により、従来の支援体制では対応困難なケースが発生しており、従来の制度に基づいた個別支援に加え、既存の支援体制を活用した包括的な支援体制の整備が必要です。
- 市民アンケート調査より、「困った時の相談先」が分からず人が半数近くいたため、困りごとを抱える人が相談先につながる体制（寄り添い支援、関係機関の支援ネットワーク等）を強化する必要があります。
- 地域福祉を進めるため、地域包括ケアシステムや自殺対策等、多様な分野と連動した取り組みが必要です。

##### 基本施策

###### ① 見守り活動の充実



- 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動支援を行い、地域における見守り体制の充実を図ります。
- 各地域において、さまざまな機関・団体による早期発見のネットワークづくりを強化します。

## ② 相談支援体制の充実

- 困りごとを抱えた世帯が、円滑に支援につながるよう子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等に関する既存の相談支援機関を周知するとともに、相談支援機能を強化していきます。
- 様々な分野の困り事を抱えた世帯を包括的に受け止める相談支援体制を構築します。その中で、ICT等を活用した情報連携の充実についても検討します。
- 複雑化・複合化した解決困難な課題に対しては、多機関による支援ネットワークの充実を図り、チーム支援による課題解決力の強化を目指します。

## ③ 多様な社会問題への取り組みとの連動

- 地域包括ケアシステムや自殺対策、再犯防止施策等と相互に連動した取り組みにより、さまざまな人が安全・安心して生活できる体制を整えます。

# (2) 福祉サービス提供者の育成・支援【柱3－方向性2】



## 現状と課題

- 支援を必要とする人が安心して地域で暮らすためには、公的な福祉サービスだけでは限界があります。
- 今後、地域での見守りや家事支援等生活支援も含めた多様なサービスの提供により、支援を必要とする人の地域生活を支えていくことが求められます。
- 公的な福祉サービスにおいても、そのサービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。

## 基本施策

### ① 生活のニーズに応じたサービスの提供



- 支援を必要とする人の程度に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らず様々なサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。

### ② 福祉サービスの質の向上

- 事業者に対し研修の実施や指導を行うとともに、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れる等、福祉サービスの質の向上を図ります。



### (3) 福祉サービスの適切な利用の促進〔柱3－方向性3〕

#### 現状と課題

- 支援が必要となり、初めて制度やサービスについての情報に触れ大きな戸惑いを感じる人、またサービスを受けることに対して抵抗感を持つ人もいるようです。
- 近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景に、地域社会からの孤立する判断能力が不十分な人等がさらに増加する中、成年後見制度の利用者も増加し、専門職による支援体制に支障がでてきています。
- 各地域における権利擁護の促進を図るとともに、成年後見制度にかかる支援ネットワークのさらなる強化が必要となります。



#### 基本施策

##### ① 福祉サービス利用に関する情報提供の徹底

- 福祉サービスを必要とする人にわかりやすく情報提供することで、サービス利用拡充を図ります。
- 必要とする人が福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を強化していきます。

##### ② 権利擁護支援体制の強化

- 虐待や消費者被害者に対し、市民への普及啓発活動に加え、支援ネットワークを構築していきます。
- それぞれの判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援により、本人の意思決定が尊重されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の充実を図ります。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進のために取り組みます。



## 成年後見制度の利用促進（第2期浜松市成年後見制度利用促進基本計画）

### 1. はじめに

平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年3月24日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。これを受けて、第一期浜松市成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画（令和元（2019）～5（2023）年）を定め、利用促進に取り組んできました。

本市においては、国が策定した第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）～8（2027）年）を勘案しつつ、また、これまでの第1期計画の取り組みを振り返り抽出した課題等を反映させた「第2期浜松市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度利用促進の施策を推進していきます。

### 2. 成年後見制度とは？

成年後見制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがあります。

「法定後見制度」は、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上保護）をしていく制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

「任意後見制度」は、判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分の生活や療養看護や財産の管理に関する事務の内容を行う人を契約によって決めておく制度です。この契約を任意後見契約といい、公証人の作成する公正証書によって結ぶものです。実際判断能力が低下したときに家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをし、選任されると契約の効力が発生します。

法定後見			任意後見
補助	保佐	後見	
重要な手続き・契約の中でひとりで決めることが心配がある人	重要な手続き・契約などをひとりで決めることが心配な人	多くの手続き・契約などをひとりで決めることがむずかしい人	将来に備える人へ
一部の契約・手続き等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	ひとりで決めるができるうちに任意後見人を選定
家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選定 〔本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人〕			自分で選んだ人を任意後見人にすることができる

●法定後見の3つの類型のうち どれになるのかは、医師の診断書等をふまえて、家庭裁判所が決定します。

### 3. 本市の成年後見制度に関する現状

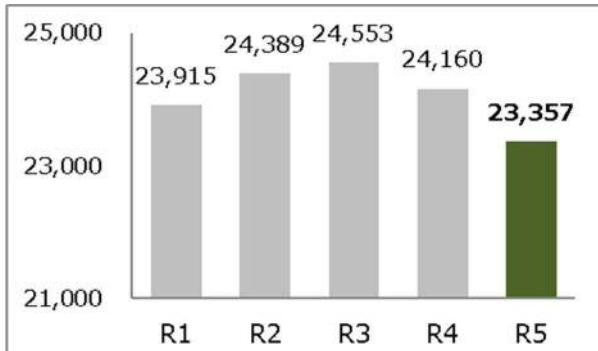


本市の令和5（2023）年4月時点における総人口は、約79万人で、65歳以上の高齢者は、約22.5万人、人口に占める割合である高齢化率は28.5%であり、今後、総人口が減少していく中、この数字はますます増えていくと推測されます。

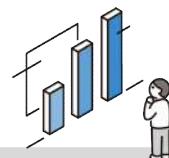
また、成年後見制度の利用に関連する認知症高齢者や重度の知的障がい者、重度の精神障がい者については、該当者数の推移に増減がある中、現在（令和5（2023）年度）のところ、約2.6万人となっています。

一方、浜松市で成年後見制度を利用している人は、1,898人（令和5（2023）年10月1日時点）であり、増加傾向にあります。

#### ●認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数



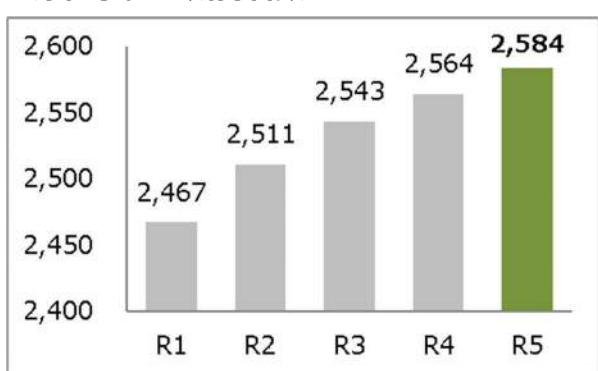
※各年10月1日現在



#### 【認知症高齢者の日常生活自立度】

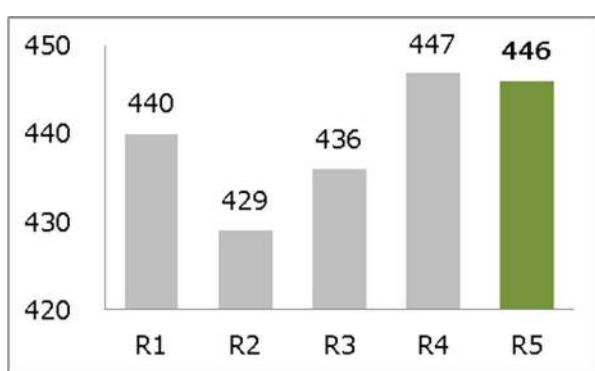
認知症と診断された高齢者の日常生活自立度の判定基準。自立度Ⅰはほぼ自立している状態で、Ⅴは常に介護が必要な状態。自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態のこと。

#### ●療育手帳A所持者数



※各年4月1日現在

#### ●精神障害者保健福祉手帳1級所持者数



※各年4月1日現在

#### ●成年後見制度の利用者数の推移

##### 《令和元（2019）年度》

市名	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
県内合計	7,007	5,099	1,433	404	71
浜松市	<b>1,656</b>	<b>1,145</b>	<b>395</b>	<b>91</b>	<b>25</b>

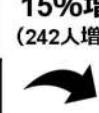
(注1) 上記の数値は静岡家庭裁判所浜松支部の統計に基づく概数であり、今後集計整理により異同訂正が生じることがある。

(注2) 令和元（2019）年度は令和2年3月30日時点、令和5（2023）年度は令和5年10月1日時点における数値である。

(注3) 本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

##### 《令和5（2023）年度》

合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
7,880	5,326	1,835	641	78
<b>1,898</b>	<b>1,197</b>	<b>522</b>	<b>158</b>	<b>21</b>



## 4. 第1期成年後見制度利用促進基本計画の振り返りと今後の課題

本市では、第1期成年後見制度利用促進基本計画（令和元（2019）～5（2023）年度）に基づき、制度の利用促進を進めてきました。その振り返りを行い、今後の課題について整理します。

### 【これまでの取り組み】

#### （1）中核機関（成年後見支援センター）の開設

- 本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を令和元（2019）年6月に浜松市社会福祉協議会（権利擁護支援センター内）に設置しました。
- 中核機関は、家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、国第一期成年後見制度利用促進基本計画が定める制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する事業を実施しました。

#### （2）地域連携ネットワークの構築

- 日常生活圏域では、本人に身近な親族、医療、福祉、地域等の関係者と後見人等によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくるよう支援をしました。
- 市圏域では、中核機関が事務局となり各専門職団体やNPO法人、行政各関係課による協議会を開催し、制度利用を進めていく上での課題の検討、調整、解決に向けた協議をしました。また、各専門職団体及びNPO法人、福祉関係者、行政各関係課等が集まり連絡会を開催し、顔の見える関係づくりや情報交換、課題について話し合いをしました。また、協議会・連絡会には、毎回、家庭裁判所にオブザーバーとして参加をしてもらい連携を進めてきました。令和4（2022）年度より市内法人後見実施団体が集まり情報交換等を目的とした法人後見連絡会の開催をスタートしました。

#### （3）制度広報・普及

- 市民向け講演会、専門職向け講演会を年1回開催し、一般市民・地域の支援者に成年後見制度について正しく周知をしました。
- 令和2（2020）年度からは成年後見制度の業務に携わる各専門職や関係機関の職員を対象に、成年後見制度勉強会を年5回開催し、適切な制度利用に貢献できる人材の養成と職種間の連携の強化を推進しました。
- 成年後見制度についてのリーフレットを作成、ホームページの整備や申立関係書類様式集の作成等を通して制度普及のためのメディア環境の整備に努めました。



#### (4) 相談支援機能の強化

- 成年後見制度の利用に関する相談ができる窓口として、令和元（2019）年度に中核機関を開設し、市民や支援関係機関職員のほか、現任の後見人等の相談に対応してきました。
- 地域の支援チームへの制度利用の相談には、既存の支援機能が持つ機能を活かしながら中核機関と専門職等がサポートする体制を強化してきました。
- 専門職相談会を年10回開催するほか、弁護士によるバックアップ相談会を開催しました。

#### (5) 制度の理解者と担い手の育成

- 市民後見人養成講座を開催するとともに、養成講座修了者を対象にフォローアップ研修を開催しました。
- 市民後見人養成講座のカリキュラム等について、より広く関わる人材の養成に努めるよう見直しを行いました。

#### (6) 利用者が安心して利用できる体制づくり

- 専門職向け講演会や市民後見人養成講座修了者のフォローアップ研修で意思決定支援について周知しました。
- 本人の経済的な困窮や、申立てをする親族がない等の場合に、報酬助成制度や市長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を整えました。



**<今後の課題> 以下のとおり、今後の課題を整理しました。**

- 制度について、知られていない、または正しく理解されていないことで、成年後見制度の利用に至っていないため、制度の広報・普及の充実を図ること。
- 市長申立等、制度を利用するための手続きに時間を要する、または制度自体がわかりにくいことで、本人や支援者が利用しづらさを感じているため、適切に制度利用ができる体制を整えること。
- 利用者の増加や様々なニーズに対応していくために、新たな権利擁護人材の育成やフォローアップ等、成年後見制度の担い手の確保を講じること。
- チーム支援が不十分な状況であるケースもあるため、チーム支援が当たり前にできるよう仕組みづくりを行うこと。
- 本人の意向を尊重した意思決定の支援が十分に行われていないため、本人の特性に応じた意思決定支援を推進すること。

## 5. 本市が目指す姿と取り組み

### ■本市が目指す姿■



### | 取り組み |

- 01 権利擁護・成年後見制度の理解促進のための周知を行う。
- 02 支援に関する扱い手の育成や支援者の資質向上を目指す。
- 03 適切に制度を利用できる体制を強化する。
- 04 地域連携ネットワークを強化する。

中核機関が中心となり、以下の取り組みを実施します。

#### (1) 制度広報・普及

- 市民、支援関係機関職員に対し、講演会や研修会等を実施のほか、パンフレット等の作成により、制度やその利用に関する正しい理解を促進します。
- 後見人を含めた支援者支援としての二次相談機能や体制整備を担う中核機関の機能を周知することで、地域の権利擁護に関する相談機能等の充実を図ります。

#### (2) 扱い手育成や支援者の資質向上

- 権利擁護人材の養成講座を開催し、広く権利擁護に関する扱い手の育成に努めます。
- 権利擁護人材（市民後見人）養成講座修了者の活動支援の充実を図り、活動しやすい環境を整えます。
- 法人後見について、実施法人の連絡会等の開催により、事業の推進を図ります。また、各地域において、より多様な主体による法人後見が実施されるように、周知・啓発を行います。
- 本人の意向を尊重した意思決定の支援が当たり前に行われることを目標に意思決定支援研修の充実を図ります。

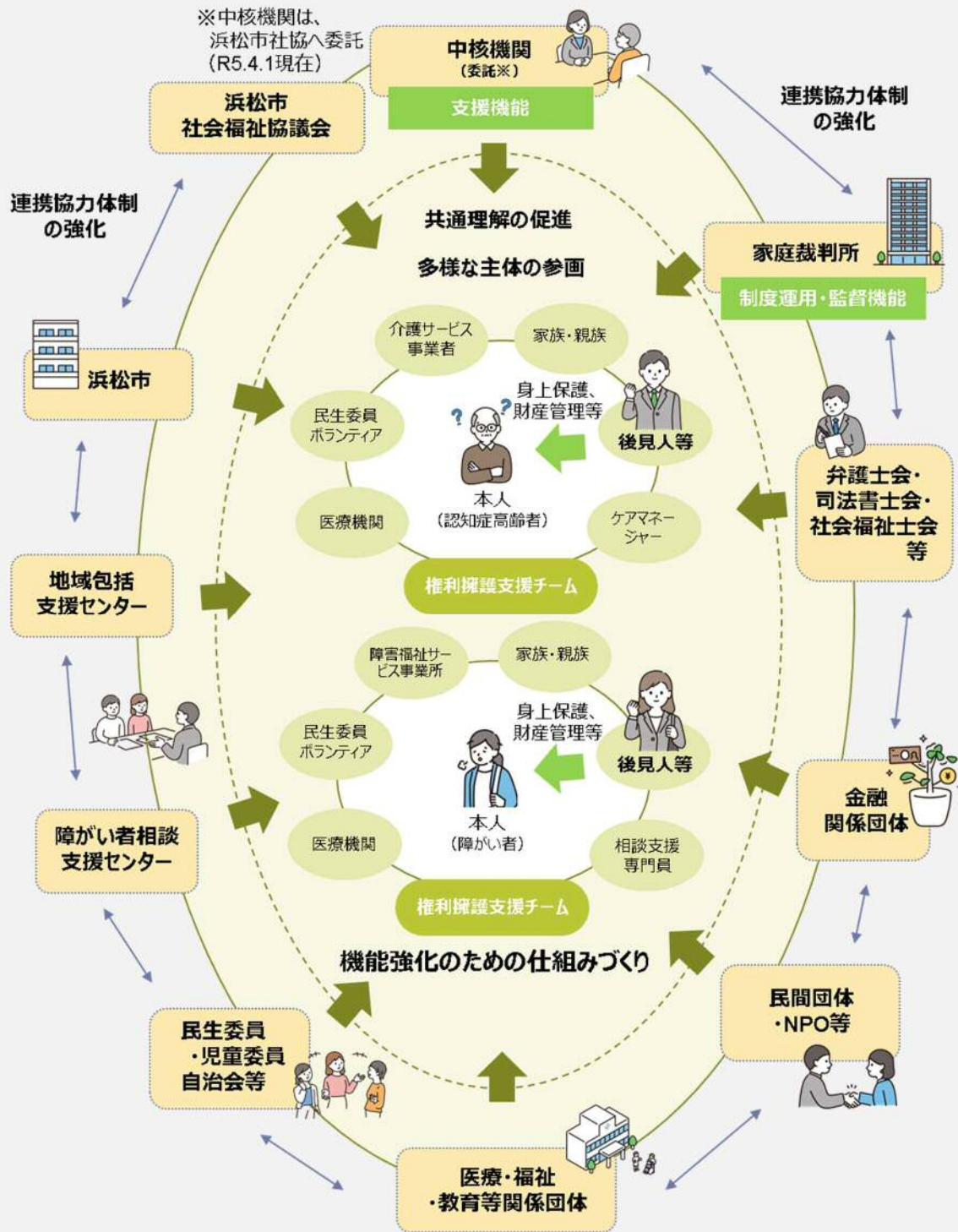
#### (3) 適切な利用に向けた仕組みづくり

- 必要な人へ円滑に支援が届くように、中核機関のコーディネート機能を強化するとともに、各支援関係機関と中核機関の役割分担を明確にし、連携を強化します。
- ケース検討会議の開催等により、受任者調整機能の充実を図り、制度利用を必要とする本人と後見人等のミスマッチを防ぐとともに、役割を明確化したチーム支援の仕組みづくりを促進することで制度利用のメリットを感じることができる体制を整えます。
- 本人の経済的な困窮や、申し立てをする親族がいない等の場合に、報酬助成制度や市長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を強化します。

#### (4) 地域連携ネットワークの拡充

- 成年後見制度利用促進協議会・連絡会の開催により支援関係機関の連携を図るとともに、会議体の位置付けを明確にしより多くの支援関係機関の参加や意見交換等によるネットワークの強化が図られる体制づくりを進めます。
- チーム形成、チーム支援の仕組みづくりについて、支援関係機関と連携し、本人や後見人等の支援者が孤立しない体制づくりを行います。

#### ■浜松市の地域連携ネットワークのイメージ図



## 第4章 リーディングプロジェクト

### (浜松市重層的支援体制整備事業実施計画)

#### 1 リーディングプロジェクトの選定（事業の目的）

本計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として、位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

令和2（2020）年の社会福祉法改正で地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業である「重層的支援体制整備事業」が実施可能となりました。

本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、本市における既存の相談支援や地域づくりに向けた支援を活かした「重層的支援体制整備事業」をリーディングプロジェクトに位置付け、実施します。

なお、本章を社会福祉法第106条の5の規定に基づく「浜松市重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

#### リーディングプロジェクト ➤ 重層的支援体制整備事業



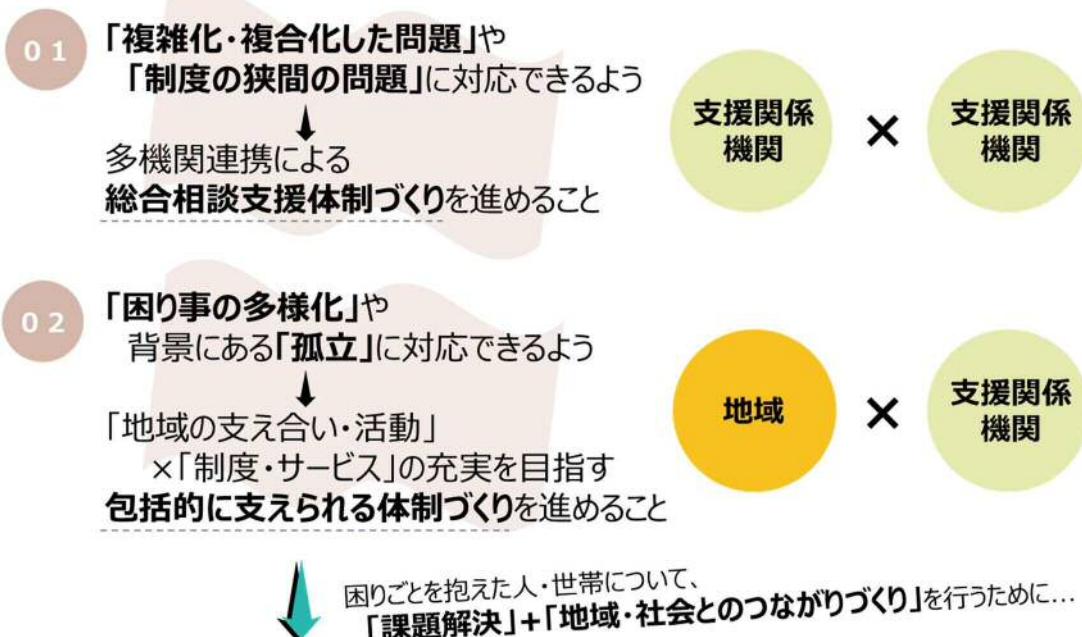
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## ■ 「重層的支援体制整備事業」の社会福祉法上の位置付け



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」内の資料を基に作成

## ■ 「重層的支援体制整備事業」が目指すもの（なぜ、この事業を取り組むのか）



本市において「重層的支援体制整備事業」を重点的に取り組む！

## 2 重層的支援体制整備事業の実施概要

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、「1 属性を問わない相談支援」、「2 参加支援」、「3 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

支援対象者は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の分野の属性を問わず、各分野における困りごとや地域社会からの孤立等の地域生活課題を抱える全ての地域住民やその世帯です。

### ■重層的支援体制整備事業で行う3つの支援

#### 「1 属性を問わない相談支援」

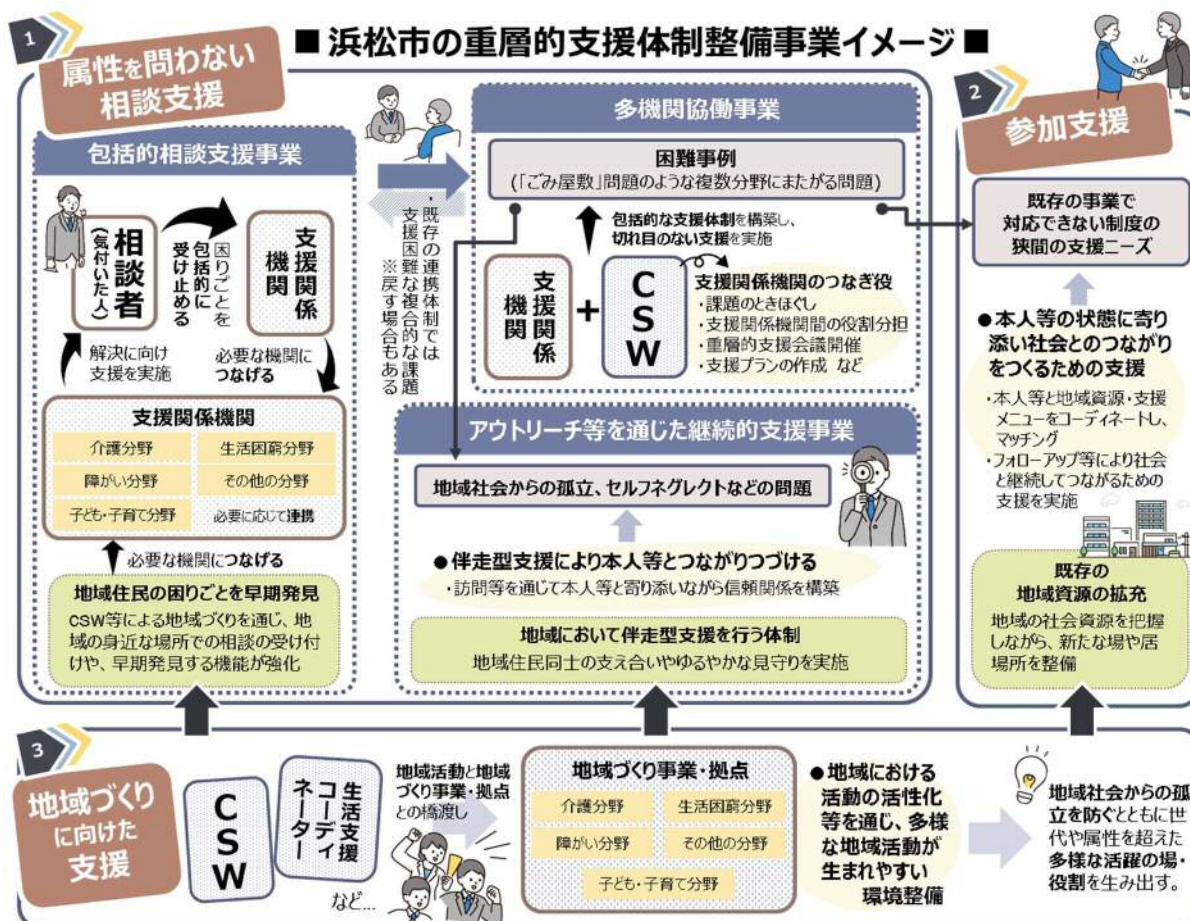
本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め支援関係機関全体で行う支援

#### 「2 参加支援」

本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりをつくるための支援

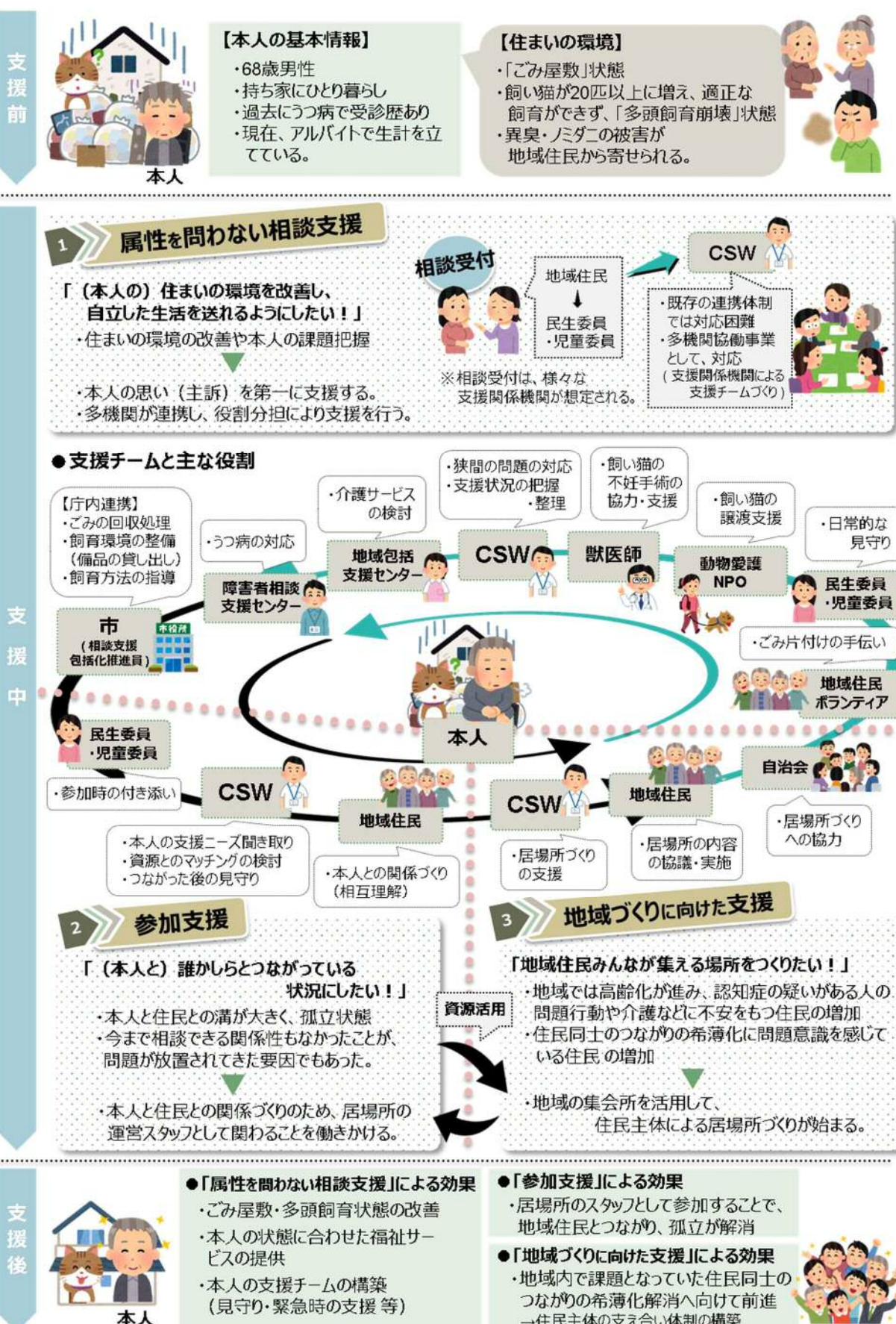
#### 「3 地域づくりに向けた支援」

地域における活動の活性化等を通じた多様な地域活動が生まれやすい環境整備





## 「重層的支援体制整備事業」の取り組み例



### 3 重層的支援体制整備事業の取り組み

#### (1) 属性を問わない相談支援体制の強化

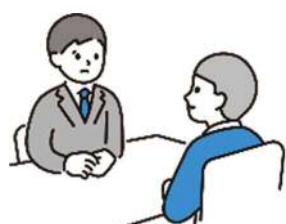
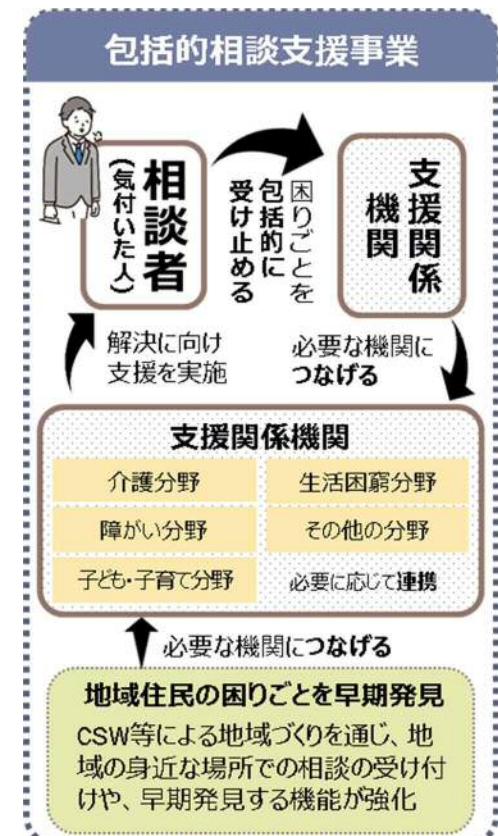
##### 包括的相談支援事業

###### 目的

- 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の各支援関係機関等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する相談支援体制を強化します。

###### 取り組み内容

- それぞれの支援関係機関が、困りごとを抱える方の相談を各分野の属性に関わらず、包括的に受け止め、その課題を整理した上で、利用可能な福祉サービス等の情報提供により必要な支援関係機関につなぎます。
- 受け止めた相談のうち、複数分野にまたがる困りごとについては、支援関係機関が連携した支援を行う等、住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等による地域づくりにより、地域の身近な場所での相談の受け付けや、早期発見する機能が強化されます。地域住民の困りごとを早期発見することができるとともに、必要な支援関係機関につながる体制の構築を図ります。
- 庁内及び支援関係機関同士の連携強化を図るうえで、相談支援包括化推進員の庁内外への配置や、それぞれの支援関係機関等の機能の相互理解や顔の見える関係づくり等チーム支援に必要な体制を整えるための会議、研修会等を実施します。（連携意識の醸成）



## 実施体制（支援関係機関）

No.	支援関係機関名	主な相談支援の内容 (対象)	運営 形態	設置数 (対象圏域)	担当課
1	地域包括支援センター	・高齢者に関すること	委託	22 カ所 (概ね日常生活圏域ごと)	高齢者福祉課
2	障がい者基幹相談支援センター	・障がいに関すること	委託	1 カ所(全域)	障害保健福祉課
3	障がい者相談支援センター	・障がいに関すること	委託	7 カ所	障害保健福祉課
4	保育相談センター	・保育に関すること	直営	1 カ所(全域)	幼保支援課
5	子育て世代包括支援センター	・妊娠婦・乳幼児に関すること ・妊娠、出産、子育てに関するこ	直営	7 カ所	健康増進課
6	生活自立相談センターつながり	・生活困窮に関すること	委託	2 カ所	福祉総務課
7	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	・分野を問わない	委託	17 人	福祉総務課
8	相談支援包括化推進員	・府内及び支援関係機関同士の連携強化に関するこ	直営 委託	5 人	福祉総務課
9	福祉事業所	・高齢者に関すること ・介護保険に関すること ・障がいに関すること ・子ども・子育てに関すること ・生活困窮・生活保護に関するこ	直営	3 区	—
10	健康づくりセンター	・妊娠婦・乳幼児に関すること ・妊娠、出産、子育てに関するこ	直営	3 区	—
11	その他の支援関係機関	・各分野に関するこ	—	—	各担当課

## 多機関協働事業

### 目的

- 重層的支援体制整備事業の中核を担い、既存の連携体制では、解決困難な案件について調整し、支援関係機関の役割分担を図ります。

### 取り組み内容

- 「包括的相談支援事業」で受け止めた困りごとのうち、支援機関による既存の連携体制では、対応が難しい、複雑化・複合化した問題のある事例（困難事例）について、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（多機関協働事業者）が支援関係機関のつなぎ役として、
  - ・様々な課題を解きほぐし
  - ・支援関係機関の役割分担
  - ・支援の方向性の整理
 等の調整を行い、円滑な連携を推進します。
- 困難事例の支援プランを作成後、必要（プランの決定・評価）に応じて、「重層的支援会議」や「支援会議」を開催し、支援プランの調整を行います。



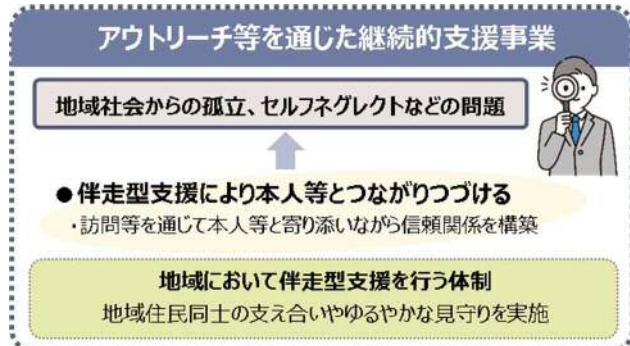
### 実施体制（支援関係機関）

No.	機関名	事業における主な取り組みの内容	運営形態	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 【多機関協働事業者】	・困難事例について、課題の解きほぐし、支援関係機関の役割分担、重層的支援会議の開催、支援プランの作成等、事業の中心を担う。	委託	福祉総務課
2	相談支援包括化推進員 【多機関協働事業者】	・コミュニティソーシャルワーカーとともに、事業の中心を担い、庁内外の連携の強化に向けた働きかけを行う。	直営 委託	福祉総務課
3	支援関係機関	・困難事例について、支援チームの一員として、重層的支援会議への参加、役割分担に応じた支援を実施する。	—	—

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

### 目的

- 深刻化する「社会的孤立」や支援が必要であるにも関わらず、既存の制度では、支援が届いていない人等に対し、支援関係機関等が積極的に働きかける（アウトリーチ等）ことにより、本人と「つながりつづける」伴走型支援を行います。



### 取り組み内容

- 困難事例により、自ら支援を求めることができない人やつながることに拒否的な人等を対象とします。
- 主な支援の流れは、以下のとおりです。

#### ①【情報収集】

支援関係機関や地域住民等と連携し、潜在的なニーズを抱える人を発見します。

#### ②【事前調整】

本人と関わるためのきっかけ等を検討します。（プランの作成等）

#### ③【関係性構築に向けた支援】

本人やその世帯とのつながりを形成するため、手紙を置いたり、メール等でのやりとりをしたり等、継続的な対応を行います。

#### ④【家庭訪問・同行支援】

本人に会えた後も、必要に応じて、自宅への訪問や、必要な支援関係機関への同行支援等の支援を行います。

#### ⑤【終結】

適切な機関へつなぎ、安定したら終結します。



### 実施体制

No.	機関名	事業における主な取り組みの内容	運営形態	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	・多機関協働事業を通じた課題の解きほぐし、支援関係機関の役割分担のほか、必要な場合は、伴走型支援を実施する等、事業の中心を担う。	委託	福祉総務課
2	支援関係機関	・伴走型支援の実施のほか、多機関協働事業における支援チームの一員として、伴走型支援の実施者を支援する。	—	—



## 「属性を問わない相談支援体制の強化」のポイント



### 「包括的相談支援事業」が目指すもの！

- ワンストップで困っている人の相談を聞き取り、支援体制を構築します。  
→機関の種別に関わらず、世帯全体の困りごとに関する一時アセスメントを実施
- その上で、既存の連携体制では支援困難な場合は、多機関協働事業に責任をもってつなぎます。
- 多機関協働事業へつないだ後、必要に応じて支援の役割分担を担い、支援チームで課題解決を目指します。



### 「多機関協働事業」が目指すもの！

- 多機関協働により、単独機関や既存の制度で対応できない場合でも、困りごとの解決につながり、問題が重篤化せず、本人も支援者も疲弊しない体制をつくります。  
→支援チームみんなで問題解決を目指します。

## 「多機関協働事業」が将来的に目指す姿は「チーム支援」

### 【第5次計画】



#### 第5次計画では…

まずは、CSWが  
「支援関係機関のつなぎ役」を担い、  
他の支援関係機関とともに  
本市の連携の在り方を考え、  
目指す姿へつなぐ！

### 【将来的に目指す姿！】



### 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」が目指すもの！

- 「アウトリーチ等」は単に訪問支援を指すだけでなく、地域住民のつながりや支援関係機関等のさまざまなネットワークを活用し、潜在的な相談者（SOSと言いつらう人、自分自身で抱えている課題に気付いていない人等）を含めた支援の届いていない人を発見するものです。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置き、継続的に丁寧な働きかけを行います。

## (2) 参加支援体制の強化

### 参加支援事業

#### 目的

- 既存の各制度における社会参加に向けた支援では、対応できない個別性の高いニーズ（狭間のニーズ）を有している人に対し、地域・社会とのつながりを作るために支援を届けることを目的としています。

#### 取り組み内容

- 主な支援の流れは以下の通りです。

##### ①【相談受付・プラン作成】

重層的支援会議において、事業の利用が必要と判断された人について、相談受付し、アセスメントを行った後に、本人の課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します

##### ②【資源開発・マッチング】

本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。支援メニューについては、社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくります。

##### ③【定着支援・フォローアップ】

本人の受け入れ先等に定期的に訪問する等、一定期間フォローアップを行います。また、本人と受け入れ先の環境調整を行います。

##### ④【終結】

社会参加に向けて地域の資源等とつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したら終結します。

### 参加支援

既存の事業で  
対応できない制度の  
狭間の支援ニーズ

#### ●本人等の状態に寄り添い社会とのつながりをつくるための支援

- ・本人等と地域資源・支援メニューをコーディネートし、マッチング
- ・フォローアップ等により社会と継続してつながるための支援を実施



#### 既存の地域資源の拡充

地域の社会資源を把握しながら、新たな場や居場所を整備

#### 実施体制

No.	機関名	事業における主な取り組みの内容	運営形態	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	・支援ニーズや状態に合った地域資源や支援メニューをコーディネートする。	委託	福祉総務課



## 「参加支援事業」のイメージ

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人の世帯ニーズ等に対応するため、
  - ・利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う。
  - ・マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができるかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行う。
- ことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



※支援対象者へのフォローアップについては、参加支援事業者のか、多機関協働、包括的相談支援事業者など関係機関が連携して対応

参加支援の対象者像	地域の社会資源の活用例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など（例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済困窮の状態にはないが、子がひきこもり状態である世帯</li> <li>・障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人</li> <li>・精神的に不調があり、社会でることに不安がある者</li> <li>・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される。</li> </ul> <p>【地域資源の活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済困窮状態のないひきこもりの者などを受け入れ</li> <li>・商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用</li> <li>・社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活する場を確保</li> <li>・住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用</li> </ul>

出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」内の資料を参考に作成



## 「参加支援事業」の取り組み例



### (参考) 地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

#### 支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

#### 支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

#### 支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

#### 支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

### (参考) 既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

#### 支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

#### 支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

- ・周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

#### 支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手で就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

### (3) 地域づくりに向けた支援体制の強化

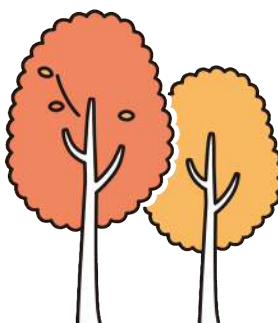
#### 地域づくり事業

##### 目的

- 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野等で行われている地域づくりに向けた支援の取り組みを一体的に実施します。
- 「世代や属性を超えて、住民同士が交流できる場や居場所を整備する」等の取り組みにより、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

##### 取り組み内容

- コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や生活支援コーディネーター等が各分野の地域づくりにより拠点・事業と地域で活動する地区社協やNPO等との橋渡し役となり、取り組みを活性化していきます。
- 既存の拠点の利用等による地域の支援ニーズに合わせた世代や属性を越えた多様な場や居場所づくりを行います。
- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取り組みの展開を図る等の個別の活動や人のコーディネートを行います。
- 地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、様々な分野が集い、情報交換や協議を行う等、関係性を深めるための場（プラットフォーム）を設定します。



## 実施体制（地域づくり事業・拠点）

No.	地域づくり事業 ・拠点名	地域づくりの主な内容	運営形態	担当課
1	ロコモーショントレーニング事業	・高齢者のロコモティブシンドromeを予防する体操を普及し、健康寿命の延伸を目指す。	委託	高齢者福祉課
2	口腔ケア・栄養改善支援事業	・虚弱な高齢者を対象として、口腔機能向上及び低栄養予防についての正しい知識を普及啓発する。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を開催していくことに伴い、元気はつらつ教室参加者を対象に事業を実施する。	委託	高齢者福祉課
3	ささえあいポイント事業	・高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上を図り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようささえあい活動の活性化を図る。	委託	高齢者福祉課
4	生活支援体制整備事業	・地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するため生活支援コーディネート業務を実施するとともに、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される生活支援体制づくり協議体を運営する。 ・地域ボランティア活動希望者を対象にした実践的な講座を開催する。	委託	高齢者福祉課
5	地域活動支援センター事業	・障がい者等を通わせ、生産活動の機会や社会との交流促進の場を提供し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	委託	障害保健福祉課
6	こども館管理運営事業	・浜松こども館の利用を通じて、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	委託	こども若者政策課
7	子育て支援ひろば事業	・主に3歳未満の児童とその保護者を対象に、子育ての不安や孤立感を軽減するため、親子が遊べる場を提供し、地域全体での子育て支援の充実を達成する。	委託	子育て支援課
8	児童館運営事業	・18歳未満のすべての子どもの健全な育成を図るために、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子を中心とした地域交流の場を提供する。	直営	子育て支援課
9	子どもの貧困対策コーディネーター配置事業	・地域で子どもを支える活動団体等の社会資源の発掘・立上支援や、支援を希望する市民とNPO団体等の支援機関とのつなぎ等を行うことで、貧困の連鎖を防止する。	委託	子育て支援課
10	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)事業	・各分野の地域づくり拠点・事業と地域で活動する地区社協やNPO等との橋渡し役となり、取り組みを活性化する。	委託	福祉総務課
11	その他の地域づくり事業	・各分野の地域づくり事業	—	各担当課

# 「地域づくり事業」の展開イメージ（取り組み例）

## 地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

### 取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育儿の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身边にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

### 地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。



## 地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組例）

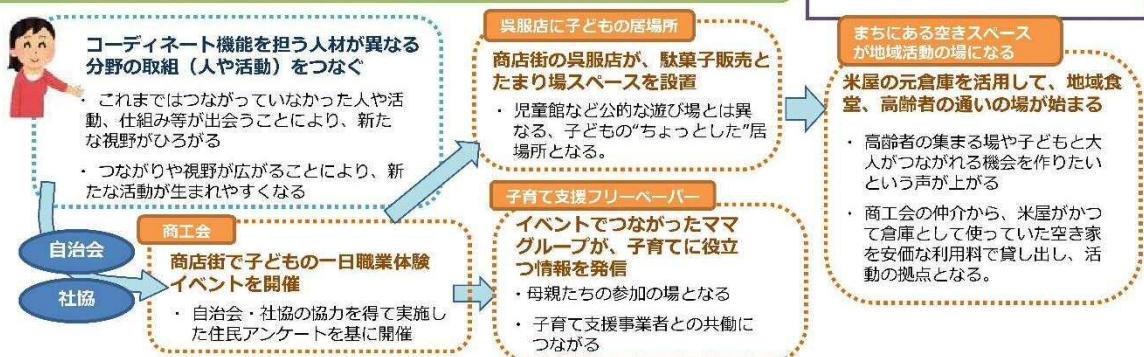
福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

### 取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
  - 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村活性化員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、農福連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作つて放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

### 地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これから地域づくりの方針を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持つまちづくりの展開が期待できる。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## ■重層的支援体制整備事業における「地域づくり」の役割

01

「つながる場を生み出すことで社会参加を支援する」

02

人と人のつながりの中で、  
「抱えている問題に、地域でつながっている誰かが気付く」

03

抱えた問題が解決に至っていなくても、  
「つながり続けることで、孤立化を防ぐ」

04

地域の中に人と人のつながりの網の目を何層にも編み上げていくことで、  
「人のつながりによるセーフティネットを作る」



テーマもつながり方も違う様々なつながりを地域の中に形成し、  
『誰もが誰かしらとつながっている』地域を目指す。



## 4 重層的支援体制整備事業の実施ポイント

本市の既存の支援体制・ネットワークを十分に活用し、浜松スタイルの「重層的支援体制整備事業」を実施します。

### ■連携推進の要となる「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業」

この事業における連携推進の要（本事業のエンジン）は、浜松市の「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業」です。これまでも、狭間の問題を抱えた世帯への支援や住民主体の地域福祉活動の支援等を実施してきました。（R5現在：17名配置）

### ■体制づくりの推進の要となる行政機関の「庁内連携の強化」

この事業における体制づくりの推進の要是、行政機関の「庁内連携の強化」にあります。介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各分野の縦割りの壁を低くするため、庁内会議における協議、職員への研修等を実施します。

### ■地域づくりの推進の要となる「住民主体活動への支援」

この事業における地域づくりの推進の要是、「地域に根差した活動（地区社会福祉協議会の活動 等）」と「テーマに応じた活動（NPO活動 等）」について、相互の協力体制を生み出し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備する等の取り組みにより「住民主体活動への支援」をしていきます。

## 第5章 計画の推進と評価

### 1 推進体制

- 社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を把握し、計画の推進にあたっての課題や対応策について審議します。
- 福祉関係団体等との意見交換の場を設け、計画の推進にあたっての課題の分析や対応策について検討を行います。
- 地域福祉に係る課題への対応にあたっては、保健福祉分野のみならず、様々な関係部局・機関（まちづくり、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）と連携し、総合的・横断的に取り組みます。

### 2 計画の評価

#### （1）評価について

- この計画の評価は、計画の成果を確認するため、各事業が位置づけられる個別計画の評価指標を基に実施する他、リーディングプロジェクトの評価指標を定め実施します。その結果に基づき、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、総合的、多角的に評価します。
- 評価指標に対する実績に基づき、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、総合的、多角的に評価し、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。



## (2) 評価指標

取り組み内容	現状	目標				
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
<b>① 属性を問わない相談支援体制の強化</b>						
多機関協働事業における重層的支援会議実施回数(回)	-	36	41	46	51	56
重層的支援会議に参加した支援機関・団体数(機関・団体) ※実機関・団体数	-	30	30	30	30	30
困った時に相談先が分からぬ人の割合(%) ※市民アンケート結果(R9 実施予定)	29.8 (R4 実績)				25	
<b>② 参加支援体制の強化</b>						
参加支援事業実施件数(件) ※参加支援事業プラン件数	-	18	23	28	33	38
参加支援事業の協力機関・団体数(機関・団体) ※実機関数	-	18	23	28	33	38
コミュニティソーシャルワーカーによる資源開発の取り組み件数(件) ※実件数	27 (R4 実績)	30	30	30	30	30
<b>③ 地域づくりに向けた支援体制の強化</b>						
家事支援サービス事業を実施している地区社会福祉協議会数(団体)	36	37	38	39	40	41
サロン(居場所)の実施カ所数(カ所)	525	530	540	550	560	570
地区社会福祉協議会が他機関・団体と協働した地域福祉活動の件数(件) ※実件数	36	58	58	58	58	58

# 事業一覧（主な取り組み）

## 施策の柱1 支え合える人をつくる

### （1）福祉意識の醸成

#### ① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

取り組み	内 容	担当課	管理No.
計画説明会・住民懇談会・ワークショップ等の開催	地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会や住民懇談会、ワークショップ等を開催し、計画の理解と事業への参加を促進とともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。	福祉総務課	1
人権啓発イベント	子どもや高齢者、障がい者、外国人にルーツを持つ人々等誰もが気軽に参加できるイベントの開催を通して、人権意識の啓発を図ります。	人権啓発センター	2
人権フェスティバル	12月4日から10日までの「人権週間」における啓発活動の一環として、講演会・トークショー等を開催します。また、小中学生の人権書道・ポスター・作文コンテストを実施し、表彰・展示・朗読を行い、作品を掲載したカレンダーを作成する等、各種事業を実施し、人権尊重の重要性をアピールします。	人権啓発センター	3
人権教育・啓発用「絵本」の作製	幼児及び小学校低学年児童とその保護者並びに、一般市民の人権への正しい理解と認識を深め、分かりやすく記憶に残る絵本を作製します。	人権啓発センター	4
人権いきいき市民講座	一般市民を対象した人権に関する講座を開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発の推進を図ります。	人権啓発センター	5
手話体験講座	手話を身近に感じ、聴覚障がい者への理解や手話の周知普及を図ります。	障害保健福祉課	6
障がい福祉体験講座	車イスやアイマスク等を用いた擬似体験を通じて、身体障がい者への理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課	7
障がい福祉推進講座	障がい者の自立や社会参加を促進するため、障害福祉の現状や制度の理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課	8
障害者週間啓発事業	障害者週間（12月3～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がい者による作品展を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。	障害保健福祉課	9
心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がい者に対する理解の促進を図るため、国と共ににより「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。	障害保健福祉課	10
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。	高齢者福祉課	11
広報はまつ定期号の発行	広報はまつ定期号から選定した情報の音声版を作成し、希望する市民に郵送します。	広聴広報課	12

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
広報はままつ電子版の配信	音声による読み上げ、約 100 言語への自動翻訳、やさしい日本語への翻訳に対応した専用ウェブサイトと専用アプリで広報はままつ電子版を配信します。	広聴広報課	13
多文化共生センター運営事業	外国人住民を取り巻く幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生総合相談ワンストップセンターにおいて、人材育成事業を実施します。	国際課	14

## ② 福祉教育・福祉体験学習の充実

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
福祉体験学習の充実・拡大	福祉に関する出前講座を、地域で開催し、身近な環境にて福祉教育・福祉体験学習の充実を図ります。	福祉総務課	15
福祉に関する学習の実施	学校における福祉に関する学習を支援します。	指導課	16

## ③ ユニバーサルデザインの推進

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
広報はままつ外国語版の発行	広報はままつ定期号から外国人市民に必要と思われる情報を選定し、ポルトガル語、英語、やさしい日本語に翻訳して希望する市民、企業等に配布します。	広聴広報課	17
広報はままつ点字版の発行	広報はままつ定期号を点訳し、希望する市民に郵送します。	広聴広報課	18
ホームページの外国語翻訳機能	浜松市ホームページの言語を英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語へ翻訳する機能を提供します。	広聴広報課	19
わかりやすい印刷物作成の周知	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷物について、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインや文字の読みやすさ等に配慮して作成するように周知、助言します。	UD・男女共同参画課	20
UD・男女共同参画提案事業	ユニバーサルデザインによるまちづくり及び男女共同参画社会の実現に向け、市内の団体と市が協働して事業に取り組みます。	UD・男女共同参画課	21
UD出前講座	誰もが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方を広めるため、依頼に応じて職員等が出前講座を実施します。	UD・男女共同参画課	22
UD人材育成講座	ユニバーサルデザインに関する市民リーダーを養成するための講座を実施します。	UD・男女共同参画課	23
タブレット端末等ICTを活用したコミュニケーション支援	市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。	障害保健福祉課	24
	迅速なコミュニケーション支援を図るため、タブレット端末等ICTを活用した多言語情報の提供に取り組みます。	国際課	25
	窓口等において、より多くの人が等しく情報を受けれるよう、音声の文字化変換システムを活用したコミュニケーション支援に取り組みます。	UD・男女共同参画課	26

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
公共建築物等のUD化推進	誰もが利用できる公共建築物等のユニバーサルデザイン化整備を進めます	公共建築課	27
民間交通事業者UD化支援	民間交通事業者が実施するユニバーサルデザイン化設備事業等に要する経費の一部を支援することにより、快適で安全な公共交通の環境整備づくりを促進します。	交通政策課	28
公園のUD化推進	子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して利用できる公園施設の整備を進めます。	公園課	29
道路施設のUD化推進	浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針に基づく整備・維持管理により、子どもや高齢者等交通弱者が、安全に安心して通行できる道路交通環境の改善を図ります。	道路企画課	30

## (2) 人材育成への支援

### ① ボランティア人材の育成

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
手話奉仕員、要約筆記者養成事業	聴覚障がい者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。	障害保健福祉課	31
認知症サポートー養成講座 【再掲】	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポートー」を養成します。	高齢者福祉課	32
こころのボランティア講座	精神障がい者が地域で安心して生活できることを目的に、精神保健福祉について理解する研修会を開催し、ボランティアを養成します。	精神保健福祉センター	33

### ② ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業により、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。	福祉総務課	34
SNSを活用したボランティア情報発信	ボランティアに関する情報について、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用して、広く市民へ周知します。	福祉総務課	35
ボランティア団体活動促進事業	市及び浜松市社会福祉協議会が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。	福祉総務課	36
地域活動者の育成や活動支援	地域活動の新たな担い手育成のための養成講座、活動者のフォローアップ・スキルアップを行うことにより、活動の維持・充実を目指します。	福祉総務課	37
ささえあいポイント事業	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課	38

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
市民いきいきトレーナー活動支援事業	「浜松いきいき体操」を地域の通いの場等にて指導する「市民いきいきトレーナー」を市民の健康増進の担い手となって活動できるよう広く周知し、活動を支援することで市民主体の健康増進を推進します。	健康増進課	39
浜松学生ボランティアネットワーク事業	市内で活動する学生・学生団体同士が、日ごろの活動情報や課題等を共有し、連携できる機会を設けることで、学生・学生団体間のネットワーク化を図り、学生によるボランティア活動を一層活発にします。	市民協働・地域政策課	40

## 施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる

### (1) 住民主体の課題解決力の強化

#### ① 地域福祉活動への参加の促進

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
地域ボランティアコーナーにおける情報発信	地域ボランティアコーナーを活用したボランティアの情報発信を行います。	福祉総務課	41
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイディアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課	42
シニアクラブ支援事業	高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ（老人クラブ）の活動を支援することで、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防と相互の生活支援・生きがいづくりを図ります。	高齢者福祉課	43
ささえあいポイント事業【再掲】	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課	44
世代間交流事業	児童の高齢者等への思いやりや、いたわりの心をはぐくむとともに、高齢者等には児童とのふれあいを楽しんでもらうため、市立保育所に通う児童と高齢者等が交流する事業を行います。	幼保運営課	45
アクティブ・シニア講座の充実	地域ニーズとともに現代的課題について学習をし、高齢者が地域や社会の様々な活動に参加する意識を高め、生きがいが感じられる仕組みづくりを推進します。	創造都市・文化振興課	46



## ② 地区社会福祉協議会や地域密着で活動するボランティア団体等

### NPOへの活動支援

取り組み	内 容	担当課	管理No.
地域に根差した地域福祉活動の展開	各地域における課題を地域アセスメントにより明確化し、地区社会福祉協議会等地域団体と共有し、地域課題を解決するために、また地域福祉活動が活発になるよう支援強化を図ります。	福祉総務課	47
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課	48
NPOやボランティアグループ、当事者・家族会等との連携の強化	テーマに合わせた活動をしている団体・グループとネットワークを構築し、福祉課題解決のための協力体制を構築していきます。	福祉総務課	49
地区社会福祉協議会の運営支援、地区社会福祉協議会同士の連携強化	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域課題の共有や福祉情報の発信、情報交換を行うことで、地区社会福祉協議会活動者の資質や課題解決力の向上を図ります。 また、地区社会福祉協議会同士の横のつながりを作ることで、好事例の横展開を図り、地区社会福祉協議会活動が活発になるように支援を行います。	福祉総務課	50
地区社会福祉協議会活動費補助金	地区社会福祉協議会の活動について、財政的な支援を実施します。必要な場合、活動内容、成果、住民の参加状況等に比例した補助金制度へ見直しを行います。	福祉総務課	51
はままつ夢基金事業費補助金	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を活用し、市民活動団体からの申請に基づき、活動に必要な資金を助成します。	市民協働・地域政策課	52

## ③ 住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

取り組み	内 容	担当課	管理No.
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業 【再掲】	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課	53
生活支援体制整備事業	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課	54
コミュニティ担当職員による活動支援	区振興課や行政センター、各協働センター等のコミュニティ担当職員による地域活動の支援を実施します。	市民協働・地域政策課	55
地域力向上事業	地域の課題の解決や魅力の掘り起しに向けて、市民が主体的に企画・実施する活動を支援します。	市民協働・地域政策課	56

#### ④ 居場所や交流の場づくりの促進

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
居場所づくりを行うグループへの支援	自治会集会所の活用や、民間施設の部屋を提供してもらう等、様々な形で実施される居場所づくりに関する情報提供や、実施するグループの活動経費を一部助成することで、居場所づくりを促進します。	福祉総務課	57
オレンジカフェ（認知症カフェ）の設置支援	本人やその家族、地域住民等の誰もが集まれる場であり、認知症に関するさまざまな困りごとを専門職に相談したり、情報交換できる場であるオレンジカフェの設置支援をします。	高齢者福祉課	58
浜松こども館運営事業	子どもや子育て世帯のためのイベントを実施するとともに、市民ボランティアや地域住民の協力を得て運営を行ふことで、様々な世代が子どもや子育てに関わることのできる環境をつくります。	こども若者政策課	59
青少年の家運営事業	青少年の健全な育成を図るため、自然体験活動や青年指導者の養成等様々な事業を実施することで、多様な人々との交流活動の場を提供します。	こども若者政策課	60
子育て支援ひろば事業	市内の子育て支援拠点において、子どもの健やかな育ちを支援するために、子育て親子の交流の場としてひろばを開催し、子育てに関する相談や情報提供、講習を実施します。	子育て支援課	61
児童館運営事業	18歳未満のすべての子どもの健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子を中心とした地域交流の場を提供します。	子育て支援課	62
子どもの居場所づくり助成事業	子ども食堂等を実施する団体を対象に、補助金を交付することで、子どもの居場所づくりを促進します。	子育て支援課	63
浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業	地域において自発的・主体的に安全・安心な子どもの居場所を提供する活動を支援し、子どもたちを地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくみます。	教育総務課	64

#### (2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

##### ① 社会福祉法人の社会貢献の促進

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
社会福祉法人の地域公益事業の推進	社会福祉法人による取り組み事例や、地域における活動とのマッチング等、取り組みに必要となる支援を実施します。	福祉総務課	65

##### ② 企業やNPO、学校等との連携の充実

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイディアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課	66
福祉有償運送運営協議会の開催	地域での移動手段の確保のため、地域のNPO法人やボランティア団体等の活動により、NPO法人等が主体となる移送サービスの体制づくりを支援します。	福祉総務課	67

取り組み	内 容	担当課	管理No.
学習支援事業	生活困窮を抱える家庭の子どもに対し、義務教育期からの学習支援をNPO等と連携して実施します。	子育て支援課	68
フードパントリー事業	生活困窮を抱える家庭に対し、食料品や生活用品等を配付する無料配付会をNPO等と連携して開催します。	子育て支援課	69
浜松市市民協働センター管理運営事業	市民協働を推進するための拠点として、多様な主体の連携の促進や活動の支援を行います。	市民協働・地域政策課	70
はままつ人づくりネットワーク推進事業	子どもたちの豊かな学びを実現し、はままつの「人づくり」を推進するために、地域の魅力的な人材を蓄積し、学校の教育活動等に提供します。	教育総務課	71

## (③) 多様な主体の協働のためのネットワークづくり

取り組み	内 容	担当課	管理No.
浜松市障がい者自立支援協議会の運営	障がい者相談支援事業所を中心とした浜松市障がい者自立支援協議会において、関係機関の連携のもと障がい者とその家族の支援の輪を構築します。	障害保健福祉課	72
生活支援体制整備事業【再掲】	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議会を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課	73
はままつあんしんネットワークづくりの推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等、社会的孤立による日常生活に不安を抱える高齢者等が増加していることから、市民が支え合いの心で見守り・支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課	74
地域ケア会議	地域包括支援センター、市が主体となって多職種協働ネットワークを構築し、地域の課題を発見し、対応するために会議を開催します。	高齢者福祉課	75
医療と介護の連携	医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療と介護の連携推進と、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	高齢者福祉課	76
子育て情報センター管理運営事業	ファミリー・サポート・センター事業の運営、育児サークル活動支援事業等、市民との協働により、安心して子育てができるまちの実現を図るために設置した施設の運営を指定管理で行います。	子育て支援課	77
子どもの貧困対策コーディネーター配置事業	子ども支援コーディネーターを配置し、次の事業に取り組むことで、地域で子どもを支援する体制の充実・強化を図ります。 ・社会資源の把握 ・行政機関、支援団体等とのネットワークの充実・強化 ・支援団体等の側面支援 ・支援団体等の立ち上げ支援	子育て支援課	78
多文化共生センター運営事業【再掲】	外国人住民を取り巻く幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生総合相談ワンストップセンターにおいて、人材育成事業を実施します。	国際課	79
パートナシップ・ミーティング	市民活動団体や企業、学生団体等多様な主体が一堂に会し、協働のパートナーを探す場を創出します。	市民協働・地域政策課	80

### (3) 災害に強い地域づくり

#### ① 災害に備えたつながりの強化

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
防災訓練の実施	地域における防災訓練の実施を支援します。 実施において、障がい者等の特性に配慮し、地域住民と避難行動要支援者が共に参加し、お互いに存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを推進します。	危機管理課	81
災害時におけるボランティア体制の整備	災害に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進します。 また、新たな人材獲得のための養成講座を開催し、防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動の意識を高めます。	危機管理課 福祉総務課	82
災害時における自助、共助、公助の啓発	要配慮者の命を守るために行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれにできることを行い、協力していくことが必要です。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性について出前講座の開催やホームページへの掲載を通じて周知します。	危機管理課	83

#### ② 要配慮者への支援体制の充実

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に家族以外の第三者の支援が必要となる避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。この名簿は、避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	84
避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の強化	災害時に名簿を有効に活用するため、市関係機関及び市と地域の避難支援等関係による連絡体制を整えます。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	85
福祉避難所の受け入れ体制の構築	一次避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設候補となる福祉施設と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、受け入れ体制の構築を行います。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	86
災害時多言語支援センターの体制整備	地震や津波等大きな災害が起こった時に外国人支援活動を行う拠点として、「災害時多言語支援センター」を設置し、必要な情報の収集及び多言語による発信等を行います。	危機管理課 国際課	87

## 施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる

### (1) 包括的な相談支援体制の構築

#### ① 見守り活動の充実

取り組み	内 容	担当課	管理No.
民生委員・児童委員の活動支援	より良い活動環境を整備するため、広報活動を積極的に実施します。また、活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会の機会をつくります。	福祉総務課	88
はままつあんしんネットワークづくりの推進【再掲】	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等、社会的孤立による日常生活に不安を抱える高齢者等が増加していることから、市民が支え合いの心で見守り・支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課	89
徘徊高齢者早期発見事業	認知症によりひとり歩きのおそれのある高齢者を事前把握するとともに、その人が行方不明になった際に事故を未然に防止し、その人と家族が安心・安全に暮らせるまちづくりを関係機関や市民、事業者等と支援体制を構築します。	高齢者福祉課	90

#### ② 相談支援体制の充実

取り組み	内 容	担当課	管理No.
包括的相談支援事業	複雑、複合的な個別相談について、相談支援機関と連携し、解決に向け取り組みます。 また、庁内外の会議開催を通し、関係課、関係機関の連携を強化します。	福祉総務課	91
生活困窮者自立支援事業の実施	さまざまな要因で生活困窮した人を対象に、生活や経済的な課題等に関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行います。 【実施事業】 ア. 自立相談支援事業 イ. 住居確保給付金事業 ウ. 就労準備支援事業 エ. 家計改善支援事業 オ. キャリア形成支援事業 ヲ. 一時生活支援事業	福祉総務課	92
地域ボランティアコーナーの機能強化	生活圏域における地域福祉活動拠点に、相談窓口の整備を検討します。市社協の福祉なんでも相談との連携を図り、身近な地域に福祉相談窓口を整備します。	福祉総務課	93
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業【再掲】	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、制度の狭間にあって必要な支援を受けられない人の課題解決に向け取り組みます。また、地域での見守りネットワークや相談支援機関と連携を図りながら、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。	福祉総務課	94
福祉人材バンク	福祉の職場に就業を希望する人や、福祉の仕事に関心のある人を対象に、就職あっせんや就職相談等のほか、福祉サービスの啓発を目的とした事業を行います。	福祉総務課	95
障がい者相談支援センターによる総合相談	障がい者やその家族等からの様々な相談に応じ、情報提供、助言その他のサービスの利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。	障害保健福祉課	96

取り組み	内 容	担当課	管理No.
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談機関への助言や人材育成等を実施することで、障がい者の相談支援体制の強化を総合的に行います。	障害保健福祉課	97
障がい者相談員の配置	当事者の立場で相談に応じるため、障がい者やその家族の中から浜松市が委託する障がい者相談員を配置します。	障害保健福祉課	98
精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。	障害保健福祉課	99
医療的ケア児等相談支援センターの運営	医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。	障害保健福祉課	100
地域包括支援センターによる総合相談	高齢者やその家族の総合相談窓口として、様々な悩み事や問題の解決にあたり、関係機関との連携を図り、必要な支援につなげていきます。	高齢者福祉課	101
在宅医療・介護連携相談センターの運営	市内の医療・福祉・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応、各関係機関と連絡調整等を実施します。	高齢者福祉課	102
ひきこもり支援事業	浜松市ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりのご本人やご家族の相談対応・訪問支援を行うほか、ご本人を対象とした当事者グループやフリースペースの実施、ご家族を対象とした家族教室を実施しています。	精神保健 福祉センター	103
こども家庭センター運営事業	全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。	子育て支援課 健康増進課	104
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための相談を行います。 ヤングケアラーについての認知度向上のため、市民及び専門職に対する研修を実施します。	子育て支援課	105
ひとり親サポートセンターによる総合相談	ひとり親家庭の相談支援機関として、次の事業を実施し、自立の促進と生活の安定を図ります。 ・無料職業紹介　　・就業相談・就業支援 ・生活相談　　・養育費、面会交流相談	子育て支援課	106
外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の実施	教育委員会や外国人学校等関係機関と連携し、外国人の子どもの不就学を生まない取り組み（浜松モデル）を推進します。	国際課	107

### ＜生活困窮者自立支援事業の事業内容について＞

ア. 自立相談支援事業	相談者の抱える課題に応じて、関係機関にその支援をつなぐだけでなく、関係機関と連携して、ハローワークへの同行訪問等の就労支援、債務解消に向けた法テラスや専門機関への相談支援、経済的課題の解消に向けた貸付機関への申請支援、心身の不調に関する医療機関や支援窓口への受診支援、といった寄り添い型支援を実施します。
イ. 住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。
ウ. 就労準備支援事業	すぐに仕事に就くことが難しい、就労に向けた課題を多く抱える人を対象に、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の取得、就労体験の場の提供といった、就労活動に向けた準備支援を実施します。

エ. 家計改善支援事業	家計に関する課題を抱える人を対象に、家計管理に関する支援や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援等を行い、家計収支の改善を図ります。
オ. キャリア形成支援事業	困窮している世帯の子どもに対し、進路相談や職業体験等の提案を行い、キャリア形成を支援することにより、将来の就職による貧困からの脱却を助長します。
エ. 一時生活支援事業	住居を持たない困窮者を対象に、一定の期間内において、宿泊場所の供与や食事の提供等を行い、安定した生活を営めるよう支援することで、就労自立につなげていきます。

## (3) 多様な社会問題への取り組みとの連動

取り組み	内 容	担当課	管理No.
地域包括ケアシステム体制の構築	高齢者、障がい者、子ども分野等にかかる全世代型の包括的な相談支援体制のネットワーク構築を図るため、地域住民、既存団体の活動促進、新たな地域資源発掘、専門職・団体のネットワーク化、人材の確保とスキルアップ等に取り組みます。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 及び関係各課	108
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の支援者の連携による体制づくりに取り組みます。	障害保健福祉課	109
医療と介護の連携【再掲】	医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療と介護の連携推進と、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	高齢者福祉課	110
自殺対策推進計画との調和に配慮した施策の推進	各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策において、効果的・効率的な推進が期待できる施策を一体的に取り組みます。 【重点施策】 ・安心して暮らすための包括的支援の充実 ・子ども・若年層・働き盛り世代・女性支援対策の充実 ・多職種連携推進及び重層的支援体制整備事業実施によるネットワークの強化	福祉総務課 健康医療課	111
再犯防止対策事業	支援を必要としている罪を犯した人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法関係機関と協働し、支援策の検討、実施に向けた体制整備を行います。	福祉総務課 人権啓発センター	112

## (2) 福祉サービス提供者の育成・支援

## (1) 生活のニーズに応じたサービスの提供

取り組み	内 容	担当課	管理No.
地区社会福祉協議会の運営支援、地区社会福祉協議会同士の連携強化【再掲】	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域課題の共有や福祉情報の発信、情報交換を行うことで、地区社会福祉協議会活動者の資質や課題解決力の向上を図ります。 また、地区社会福祉協議会同士の横のつながりを作ることで、好事例の横展開を図り、地区社会福祉協議会活動が活発になるように支援を行います。	福祉総務課	113

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
生活支援体制整備事業 【再掲】	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課	114

## ② 福祉サービスの質の向上

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
福祉人材の育成	福祉専門職、市職員に対し、地域福祉に関する実務研修、意識啓発研修等を実施します。	福祉総務課	115
第三者委員の活用	苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 幼保支援課 幼保運営課	116
第三者評価の活用	サービス提供方法等について、外部評価等の仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう求めます。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 幼保支援課 幼保運営課	117
障害福祉サービス事業者等に対する実地指導	サービスの質の確保及び給付の適正化を図るため、障害福祉サービス事業者等に対し実地指導を行います。	障害保健福祉課	118
相談支援専門員等を対象にした研修会の開催	より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員等を対象とした研修会を開催します。	障害保健福祉課	119
介護給付等費用適正化事業	持続可能な介護保険制度構築のため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促します。	介護保険課	120
介護保険事業者に対する運営指導	サービスの質の確保及び給付の適正化を図るため、介護保険事業者に対し運営指導を行います。	介護保険課	121
認知症介護実践者等養成支援事業	介護保険施設等に従事する人を対象として、認知症介護の知識及び技術修得のための研修を行います。	介護保険課	122
介護職員キャリアアップ支援事業	介護職員の確保及び定着支援のため、介護職員の資格取得を支援します。	介護保険課	123

## (3) 福祉サービスの適切な利用の促進

### ① 福祉サービス利用に関する情報提供の徹底

取り組み	内 容	担当課	管理 No.
障害福祉のしおりの作成	障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスと手続きについて、わかりやすく提供します。	障害保健福祉課	124

取り組み	内 容	担当課	管理No.
高齢者福祉のしおりの作成	高齢者福祉施策の概要をまとめた「高齢者福祉のしおり」を作成・発行します。	高齢者福祉課	125
介護保険制度の趣旨普及事業	パンフレットやインターネットの活用により、市民への介護保険制度の周知、啓発を図ります。	介護保険課	126
アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成	市の定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。	広聴広報課	127
消費生活支援事業	悪質な訪問販売等に対する注意喚起のため、消費生活相談窓口の周知を行い、被害を未然に防ぎます。	市民生活課	128
わかりやすい印刷物作成の手引き作成 【再掲】	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷物について、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインや文字の読みやすさ等に配慮して作成するように周知、助言します。	UD・男女共同参画課	129

## ② 権利擁護支援体制の強化

取り組み	内 容	担当課	管理No.
成年後見制度利用促進事業	中核機関を開設し、成年後見制度について、市民や関係機関の職員に対して、講演会や専門職による相談会を開催するとともに、家庭裁判所をはじめ関係機関と連携をしながら、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護のためのネットワークづくり等を行います。	福祉総務課	130
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用等生活についての相談や日常的な金銭管理の援助等を行います。	福祉総務課	131
成年後見市長申立て制度・報酬助成制度	成年後見制度利用にあたり、申立人がいない場合に市長が申立て人になります。また、成年被後見人等に資力がない場合に成年後見人等に支払う報酬の助成を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課	132
高齢者・障害者虐待防止対策支援事業	高齢者や障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、研修会や講演会の開催等の啓発活動を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課	133
障がい者基幹相談支援センター事業 【再掲】	地域の相談支援事業所等を対象に、成年後見制度や虐待防止に関する助言や研修等を実施することで必要な技術支援を行います。	障害保健福祉課	134
地域包括支援センター権利擁護事業	高齢者の権利擁護にかかる成年後見制度の活用等に関する相談、虐待防止や消費者被害の防止等の相談、啓発活動を行います。	高齢者福祉課	135



## 資料編

### 1 計画策定経過

年月日	内容等	適用（議題等）
令和4（2022）年12月	浜松市地域福祉計画アンケート調査	市内在住の20歳以上の住民を対象に実施 配付数：2,400人 有効回収数：1,007人
令和5（2023）年5月19日	令和5年度第1回浜松市地域共生社会推進庁内会議	（議題） ・第4次計画の進捗評価について ・第5次計画策定の概要について
5月26日	令和5年度第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	（議題） ・第4次計画の進捗評価について ・第5次計画策定の概要について
6月～9月	福祉関係団体・機関との意見交換	・骨子（案）に関しての意見交換 ・42団体と実施
7月11日	第2回浜松市地域共生社会推進庁内会議	（議題） ・第5次計画の骨子（案）について
9月5日	第3回浜松市地域共生社会推進庁内会議	（議題） ・第5次計画の計画案（案）について
9月7日	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	（議題） ・第5次計画の計画案（案）について
10月16日	第4回浜松市地域共生社会推進庁内会議	（議題） ・第5次計画の計画案（案）について
10月24日	第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	（議題） ・第5次計画の計画案（案）について
11月～12月	パブリック・コメントの実施	
11月	区協議会（全区）	（協議事項） ・第5次計画（案）のパブリック・コメント実施について
令和6（2024）年1月19日	第5回浜松市地域共生社会推進庁内会議	（議題） ・第5次計画の修正案について
1月30日	第4回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	（議題） ・第5次計画の修正案について

第1章  
計画の策定にあたって

第2章  
計画の基本的な考え方

第3章  
施策の展開

第4章  
リーディングエクストラ

第5章  
計画の推進と評価

事業一覧

資料編

## 2 委員名簿

令和5年度社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

区分	氏名	所属団体	備考
会長	佐藤 順子	聖隸クリストファー大学	
職務代理	澤木 達治	浜松市民生委員児童委員協議会	
委員	石川 恵一	浜松市自治会連合会	
委員	小木野 安孝	浜松市ボランティア連絡協議会	
委員	中条 操	浜松市老人クラブ連合会	
委員	中村 勝彦	浜松民間保育園長会	
委員	名波 弘充	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	5月29日退任
	鈴木 隆幸		5月30日就任
委員	二橋 真洲男	浜松市身体障害者福祉協議会	
委員	山下 文彦	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
委員	山本 あすか	浜松市立幼稚園P T A連絡協議会	5月26日退任
	白上 瑠美		5月27日就任

### 3 福祉関係団体・機関との意見交換

#### (1) 目的

市内の福祉関係機関・団体等に対し、地域福祉を取り巻く現状の理解促進は図るとともに、浜松市における地域福祉に関する活動の実態把握や市の施策の方針に対する意見を伺うことを目的に実施しました。

#### (2) 実施概要

地域福祉に係る法律や制度の状況、第5次計画の骨子（案）に関する説明を行い、ご意見ご要望を伺いました。

No.	団体・機関名	日程
1	地域包括支援センター（センター長会議）	6月20日（火）
2	社会福祉法人天竜厚生会	6月20日（火）
3	浜松市社会福祉施設協議会	6月23日（金）
4	浜松市災害ボランティア連絡会	7月3日（月）
5	浜松市障がい者基幹相談支援センター	7月4日（火）
6	浜松市介護支援専門員連絡協議会	7月5日（水）
7	はままつ地域貢献パートナーズ	7月13日（木）
8	浜松市生活自立相談支援センターつながり	7月19日（水）
9	聖隸クリリストファー中・高等学校	7月24日（月）
10	浜松市民生委員児童委員協議会（中区）	7月25日（火）
11	浜松市民生委員児童委員協議会（東区）	7月25日（火）
12	浜松市民生委員児童委員協議会（西区）	7月25日（火）
13	浜松市民生委員児童委員協議会（南区）	7月25日（火）
14	浜松市民生委員児童委員協議会（北区）	7月25日（火）
15	浜松市民生委員児童委員協議会（浜北区）	7月25日（火）
16	浜松市民生委員児童委員協議会（天竜区）	7月25日（火）
17	NPO法人浜松地区精神保健福祉会明生会	7月26日（水）
18	NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム	7月26日（水）
19	浜松市ボランティア連絡協議会	7月27日（木）
20	地区社会福祉協議会（北区）（三方原地区）	7月31日（月）
21	浜松市保護区保護司会連絡協議会	8月1日（火）
22	認定NPO法人浜松NPOネットワークセンター	8月4日（金）
23	認定NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ	8月4日（金）
24	浜松市スクールソーシャルワーカー（SSW）	8月10日（木）

No.	団体・機関名	日程
25	地区社会福祉協議会（東区）（積志地区）	8月16日（水）
26	地区社会福祉協議会（浜北区）（北浜中地区）	8月17日（木）
27	社会福祉法人聖隸福祉事業団	8月17日（木）
28	地区社会福祉協議会（中区）（富塚地区）	8月21日（月）
29	地区社会福祉協議会（中区）（西地区）	8月23日（水）
30	地区社会福祉協議会（天竜区）（下阿多古地区）	8月23日（水）
31	浜松市浜松手をつなぐ育成会	8月23日（水）
32	浜松市P T A連絡協議会	8月23日（水）
33	地区社会福祉協議会（浜北区）（龜玉地区）	8月24日（木）
34	浜松市発達相談支援センター・ルピロ	8月25日（金）
35	認定N P O法人クリエイティブサポートレツツ	8月26日（土）
36	地区社会福祉協議会（西区）（神久呂地区）	8月30日（水）
37	浜松市相談支援専門員連絡会	8月31日（木）
38	一般社団法人浜松市老人クラブ連合会	9月6日（水）
39	認定N P O法人遠州精神保健をすすめる市民の会（E-JAN）	9月8日（金）
40	地区社会福祉協議会（南区）（新津地区）	9月13日（水）
41	アクティブ	9月13日（水）
42	学生F R E S H	10月12日（木）

## 4 パブリック・コメントについて

### （1）目的

この計画の案の公表、ご意見の募集、市の考え方の公表により、より一層の市民参加を進め、行政運営の透明性の向上を図るとともに、公平・公正で、開かれた市政の実現を目指すために実施しました。

### （2）実施概要

項目	内容
実施時期	令和5（2023）年11月15日（水）～12月14日（木）
意見提出者	25人・6団体
意見数	115件（提案45件、要望52件、質問18件、その他0件） ※各区協議会における意見を含みます。
意見の反映状況	案の修正41件、今後の参考38件、盛り込み済17件、その他19件

※パブリック・コメントの結果は、市公式ホームページで閲覧できます。

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### ・ I C T

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。主に情報処理や情報通信に関連する技術、産業、サービス等の総称。

#### ・ アウトリーチ

様々な手法で、支援等を必要とする人に必要なサービスや情報を届けること。例えば、社会的に困っている「ひきこもり」や「生活困窮者」等への訪問支援や、各地域で行われる活動への訪問支援等。

#### ・ アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

#### ・ N P O

Non-Profit Organization の略称で、一般的には民間非営利組織と訳されている。この計画においては、「特定非営利活動法人（N P O 法人）」及び「ボランティア団体等法人格のない市民活動団体」をN P Oと捉え、記載している。

### 【か行】

#### ・ 家事支援サービス

生活の中のちょっとした困りごとを、身近に住んでいる人が中心となって、お手伝いを行い、助けたり、助けられたり「お互いさま」の気持ちで支え合う仕組み。

#### ・ 権利擁護事業

判断能力に不安が生じた人が、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことで、その人の権利擁護に資することを目的としたもの。

#### ・ コミュニティソーシャルワーカー（C S W）

困りごとを抱えた人に必要な支援を届けるとともに地域の困りごとや希望を明確にして、地域福祉やまちづくりに住民が自分たちで取り組むサポートをする役割を担う人。

#### ・ コミュニティ担当職員

住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住みよい地域づくりを進めるため、住民に身近な協働センター等に配置された職員。地域活動やコミュニティづくりに係る支援等の職務を担う。

### 【さ行】

#### ・ サイトポリシー

ウェブサイトを運営するうえでの方針。ユーザーとウェブサイト管理者の支障を防ぐため、前もってユーザーの同意を得ておくこと。

#### ・ 社会福祉法

社会福祉事業が公明適切に行われるよう、日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

#### ・ 重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

- ・障がい者相談支援センター

障がい者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等、また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う機関（窓口）。

- ・情報マッチング

異なる情報を結びつけること。例えば、ボランティアで提供できる業務と、ボランティアを受けたい側の内容や情報を結びつけること等がある。

- ・生活支援コーディネーター

介護保険法に基づき配置されている、地域における生活支援等サービス提供体制整備の推進役。生活支援の担い手の養成や サービスの開発、関係者の橋渡し役、ニーズとサービスのマッチング等を行う。

- ・制度の狭間

社会環境の多様化から、既存の行政や民間の行う福祉制度では対応が困難となっている福祉問題。

- ・成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分であるため、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が意思決定を代行したり支援して判断能力を補ったり、本人の権利を守る制度。

- ・相談支援包括化推進員

支援関係機関による相談支援に関する連携を推進する者。庁内外に配置している。(R5 現在、庁内は福祉総務課職員、庁外はコミュニティソーシャルワーカーが兼務している。)

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上で、人々が交流し、情報を共有できる仕組みであり、人と人とのつながりを支援するサービス。

## 【た行】

- ・多機関協働事業者

重層的支援体制整備事業において、既存の連携体制では、解決困難な案件について調整し、支援関係機関の役割分担を図るための多機関協働事業の中心を担う者。

- ・多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員としてともにより良く生きていくこと。

- ・男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うこと。

- ・地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

- ・地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者等を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から支援する総合相談機関。

- ・地域ボランティアコーナー

地域住民が主体となり運営する、協働センター等の公共施設等に設置されているボランティア活動の情報拠点。現在、浜松市には49箇所が設置されている。

### ・地区社会福祉協議会

地域における生活上の身近な問題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の福祉活動を推進する地域住民による自主的な住民組織。現在、56 地区に設置されている。

## 【は行】

### ・浜松市社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法に規定された社会福祉法人。

### ・避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難な人。

### ・避難支援等関係者

災害対策基本法に規定する、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

### ・福祉避難所

地震や風水害その他の災害が発生した時、市が設置する一次避難所（市立小・中学校）等での生活において、特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者等を対象に開設する二次的な避難所。

### ・ふれあいいきいきサロン活動

ひとり暮らし高齢者や未就学の子どもとその親等が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいを持ち、笑顔で安心して暮らすために、日常的なふれあいや交流を行うことができる「場（サロン）」を定期的につくる活動。

### ・ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアをしてほしい団体」をつなげる場所（及び機能）のこと。全国的に施設があり、社会福祉協議会、NPO、大学等が運営し、ボランティアに関する相談や依頼、活動紹介をする。

## 【ま行】

### ・民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める人。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

## 【や行】

### ・ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いに関わらず、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていくこうとする考え方。

## 【ら行】

### ・リーディングプロジェクト

計画の目標像に向けて、事業全般を進めるうえで核となり、先導的な役割を果たす施策。

※表紙のデザインは、この計画の目標像である「みんなが『出会い、つながり、支え合う』地域づくり」をイメージしたものです。

---

## 第5次浜松市地域福祉計画

発行日：令和6（2024）年3月

発行者：浜松市

編 集：健康福祉部 福祉総務課

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2

T E L : (053)457-2326

F A X : (050)3730-5988

U R L : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

---